

平成22年度 第8回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成23年2月1日（火）

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2 時開会

【副会長】 それでは、寄本会長がちょっと遅れておられるようなので、私が代わりに本日は議事を進行します。

ただいまより平成22年度第8回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について、事務局の方から説明をお願いします。

【区政情報課長】 区政情報課長です。

資料のご説明をいたします。

まず、今回、事前にお送りした資料ですけれども、資料77、電話催告システムの導入及び納税コールセンター業務の委託についてから、資料84の新宿区学童クラブの児童指導業務の委託についてまで、そして資料85の戸籍受附帳のイメージデータ化について、資料86の生活保護法に基づく医療扶助業務の委託について、以上となっております。

また、机上配付の資料ですけれども、資料86、生活保護法に基づく医療扶助業務の委託についての3ページと4ページの差し替えの資料となっております。表裏になってございます。そして、第6回の本審議会で継続審議となりました資料55、地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務委託についてと、同じく第6回の審議会において資料62、新宿区長選挙意識調査業務委託についての審議のときに、まだ意識調査の調査票ができておりませんでしたので、そちらのほうができ次第、配付をしてほしいというお話をいただきましたその意識調査の内容となっております。こちらの調査票につきましては、特に本日はご説明いたしませんけれども、内容については、個人情報の点からは問題ないものというふうに確認をいたしております。ご確認をいただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、資料77の電話催告システムの導入及び納税コールセンター業務の委託についてと、資料78の電話催告システムの導入および国保納付勧奨センター業務の委託については、内容的に共通点が多いものですので、あわせてご説明をいたします。ご審議のほど、よろしく願いします。

私からは以上です。

【副会長】 ありがとうございます。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。

説明される方は、資料を読み上げるのではなく、資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。

最初に、資料77の電話催告システムの導入及び納税コールセンター業務の委託についてと、資料78の電話催告システムの導入および国保納付勧奨センター業務の委託について、これは、先ほど説明がありましたように、内容が共通点が多いということですので、続けてご説明を受けて同時に審議をいたします。

それでは、説明をお願いいたします。はい、どうぞ。

【税務課長】それでは、座らせていただきましてご説明させていただきます。

それでは、資料番号77をごらんいただきたいと存じます。

先ほど、会長からご説明がありましたが、資料番号78、これは名称が違いますが、納付を促すコールセンターを税務課、それから医療保険年金課、共同で設置するというご様子でございまして、資料77を中心に説明した上、引き続き税金と国民健康保険の違いにつきまして医療保険年金課長から、引き続き相違についてのご説明をさせていただくということでご了解いただければと思います。

それでは、ご説明させていただきます。

資料番号77の1ページ目をご覧くださいと存じます。

件名につきましては、ご覧のとおりでございまして、ここにつきましては電子計算の開発ということで、諮問それから業務委託、報告が1本、2つで構成してございます。

次のページをごらんいただければと存じます。

事業の概要をごらんいただければと思います。

この事業の概要のところでございますが、目的をご覧くださいんですが、この目的につきましては、特別区民税、都民税、いわゆる住民税、それから軽自動車税の徴収率の向上のために行うものでございます。

それから、対象者につきましては、それぞれの税金の滞納されている方々ということになります。

事業の内容でございます。既に税務課では、もうお諮りしてございますが、滞納整理支援システムというのがもう稼働してございます。そのデータを今度新しくシステムを開発しまして、電話催告システムというところに必要なデータを送りまして、そこで委託されたオペレーターが最小限の個人情報をもって、現年度分の滞納者あるいは滞納繰越しをして1年目のいわゆる初期滞納者に対して、早期に税金をお支払いいただけないんですが、早くお願いします、あるいは納付書を紛失されたらお送りします。そんなような業務をお願いするということになります。それで、その納付コールセンターにつきましては、納付書の再発行、それから口座振

替の勧奨、それからまた電話番号が判明しませんと電話がかけられませんので、電話番号の判明していない滞納者に対しては催告書、紙なんですけど、その出力ですとか封入封緘業務も委託する予定でございます。

それで、一番最後の予定対象者でございますが、特別区民税・都民税で約2万人、大体普通徴収の——普通徴収というのは給料天引きじゃない人たちのことを指すんですが、その方々が大体8万4,000人ぐらいおられます。その中で2万人ぐらいが、月々で増減するんですが、大体2万人ぐらいの方が滞納されておられまして、その方に順に電話をしていくということです。

それから、軽自動車税につきましても、2,000人の方が対象になっています。分母で言いますと大体3万3,000台ぐらい登録されているんですが、2,000人が滞納されているので、こういった方々に早期に電話をするというような形でございます。

以上が事業の概要でございます。

次の3ページ目をご覧くださいと思います。

それでは、これから諮問をさせていただき事項に入りますが、件名は電話催告システムの導入ということになります。このシステムは、先ほど申し上げたとおり、滞納支援システムから必要な情報を吸い上げて、オペレーターが活用できるシステムを開発するというものでございます。記録される情報項目というところをごらんいただきたいんですが、個人の範囲は、先ほど申し上げましたが、特別区民税・都民税、軽自動車税の滞納者、その世帯員でございます。

ちなみに、軽自動車税の場合は、住民の場合のほかに例えば軽自動車税の主たる駐車場というんですか、定置場が新宿区にある場合は、住民でなくても滞納される対象ということになりますので、区民以外も電話をかける場合もございます。

それから、記録項目、別紙1のとおりとありまして、裏をごらんいただきたいんですが、これはずらずら列挙してございますが、これが最低限持たせる情報です。

例えば一例を申し上げますと、住民税課税情報という上から3つ目の項目をご覧くださいますと、例えば本来ですと所得の種類なんか、例えば給与所得であるとか不動産所得というのがあるんですが、例えばこのシステムにはそういった情報は入れないとか、次の3つ下をご覧くださいますと、口座情報というのがございます。例えばここにご覧のように、口座番号というのは、情報提供させないというふうに、コールに必要な最小限の情報を持たせるというような内容でございます。

お戻りいただきまして、それで記録するコンピューターでございますが、電話催告システムサーバーに持たせるということになります。括弧書きにしておりますが、このサーバーにつ

きましては、医療保険年金課と共同で運用させていただくということになります。もちろん情報がそのサーバーの中で漏えいしないようにしっかりとしたパーテーション、技術的に壁を作りまして、相互利用ができないような工夫をさせていただきたいと考えてございます。

それから、新規開発追加の理由でございますが、これもご覧のとおりではあるんですが、今現在、正規職員が長期滞納者、それから今回電話の対象とする数多い初期滞納者にも滞納整理の電話もかけたりしているわけですが、とても賄い切れないという背景がございまして、初期滞納者については、民間事業者のノウハウが最大限に生かせるような形でコールセンターを設け、職員が本当にしっかりとじっくりと滞納整理ができるように、処分なんかもあるわけなんです、そういったことができるように使い勝手のよい画面操作、それから架電機能を有しているシステムをつくるというようなことをねらいとして開発するものでございます。

それから、次に、新規開発・追加・変更の内容をごらんいただきたいんですが、これにつきましては、基本的にはパッケージ化、つまり基本的な機能の商品になっているものを選定する予定でございます。それに新宿独自のデータがございまして、それを新宿バージョンにカスタマイズしてやると、そして導入するというのを考えてございます。

それから、次の欄でございますが、開発を委託する場合の個人情報保護対策ですが、まず開発過程のテスト、それからデータのセットアップについては必ず職員が立ち会いますし、開発過程のテストにつきましては、ダミーデータ、架空のデータでテストをする予定でございます。

それから、新規開発・追加・変更の時期でございますが、平成23年4月1日以降を予定してございます。

続きまして、5ページをごらんいただければと存じます。

次が報告事項になりまして、初期滞納者に対する納付案内・納付書送付業務の委託についてでございます。

これがその前段ご説明したシステムを活用して、民間の事業者が滞納者へ電話をすると。あるいは、電話番号が判明していない滞納者については催告書を打ち出し、それを郵送するように封入封かん業務をさせるという内容でございます。

委託先の欄をごらんいただきたいんですが、この事業者につきましては、プロポーザルで選定する予定でございます。日程的に申し上げますと、本審議会でご了承後、4月に指名選定委員会を開かせていただきまして、6月ごろにプロポーザルをやっていく予定でございます。ちなみに、スケジュールから申し上げますと、このコールセンターは本年の10月を目途に予定してございまして、6月にプロポーザルをして10月実施ということで、時間的にはそんなようなス

ケジュールを考えてございます。

それから、次に、委託に伴い事業者にさせる情報項目でございますが、委託先に提供する項目は、先ほどご説明した別紙1のとおりでございますが、コールといひましようか電話に必要な最小限の情報を提供いたします。

一方、収集項目もでございます。これも記載のとおりですが、電話番号、会話記録となります。ここで言う電話番号は、例えば日中の携帯電話の番号がわかった場合は先方の携帯電話を教えたり、あるいはほかの連絡先なんていうことが収集できれば、そこは記録として収集いたします。

それから、当然その例えば払っていただきたい、いや、こういう事情があつて払えないんだけれどもというような先方のいろいろ訴えがあつた場合は、そういったことがあつたということも記録しますので、個人情報はこちらで収集するということになってくるものでございます。

それから、次の欄でございますが、処理される情報項目の記録媒体ですが、紙及び電子的媒体になります。後ほど、その紙についてはご説明をさせていただきますが、委託理由につきましては、これも重複いたしますが、民間事業者のノウハウを最大限活用しまして、滞納者の早期接触の機会を拡大して収納率の向上、それから徴収事務の効率化を図る、そのために外部委託が是非必要ということになります。

それから、委託の内容でございます。これも、記載のとおりでございますが、まず1番の納付案内計画の立案とございます。これは、どういうことかといひますと、我々はもちろんどついった計画でコール、電話をさせるかということを持っているわけですが、民間のノウハウも最大限利用したい、活用したいということになりますので、どういつた時間帯にどういつた年齢ですとか家族構成の人をターゲットに電話をしていくのか、ここについては、事業者に納付案内計画を立案させるということを考えてございます。それから電話納付案内、それから3番の応答内容のシステムへの入力、これが先ほどの会話記録をシステムにいひばキーボードで記録をさせるということになります。ここが電子的媒体に記録させる事項でございます。

それから、5番の電話番号不明者に対する催告書の出力・封入封かん、これは先ほどご説明したとおりでございます。

それから、6番、外部からの電話対応でございます。ただ、原則的に言ひますと、基本的にはこちらから一方的に電話をしまして、この業者といひるのは納税の交渉をする権限といひのが法的に持つてございませぬので、基本的にいひると、その後の交渉といひるのは法的に許されていひる区の職員が行つてまいりますので、ほとんどが電話対応ないんですが、まれに電話がある場

合もございますので、そのときは対応させます。

それから、7番のオペレーターの研修計画策定実施、そして、日報、月報の作成ということ  
を委託の内容とさせていただきます。

委託の時期につきましては、記載事項のとおりなのですが、先ほど申しあげました10月から  
スタートしますが、前1カ月は事前準備、それから区と業者の共同の研修などを考えてござい  
まして、1月前倒しの委託期間を設けたいと存じます。

それから、委託に当たり区が行う情報保護対策でございますが、契約に当たりまして特記事  
項、これ別添裏面でございますが、記載のとおり再委託の禁止を初めとした情報のセキュリテ  
ィの特記事項を付して契約をする予定でございます。

それから、2番のオペレーター室の入退室、テンキーとします。これは資料番号78にありま  
す国民健康保険のコールセンターと同じ部屋でやっていきますので、まずドアが共通でござい  
ます。そこにつきましては、委託業者と職員しか知らない数けたの暗証番号を押した上でない  
と開かないというテンキーかぎをつけます。それから、さらに、その部屋の中に税務エリアと  
国民健康保険エリアのさらにパーテーションを分けて、それぞれの情報が相互に分らないよ  
うに、声も漏れないような形でやるわけですが、それぞれ税務の委託事業者は税務のエリアの  
個別かぎ、お互いに入らないようにという形でかぎを使用させます。

それから、システムにつきましても、USBのキーですね、それを差し込まないとパソコン  
が立ち上がらないというほかに、ID、パスワードによってさらにログインができないように  
させます。それから、だれがどういうふうにアクセスをしたかという、これログというのは記  
録のことでございますが、このログも可能にさせます。

それから、ファイルサーバーのアクセスの個人制限、これも相互に国保、それから税務相互  
ができないように、あるいはオペレーター、管理者しかできないような形の個人ごとの制約を  
システム上講じるということで、セキュリティは十分措置を講じるということでございます。

それから、最後の欄でございますが、受託事業者に行わせる個人情報保護対策でございます  
が、これも記載のとおりでございますけれども、個人情報取扱責任者、取扱者をあらかじめ指  
定させるほか、個人情報を施錠できるキャビネットに保管します。これが、先ほど申し上げま  
した紙媒体でございまして、応答の結果、例えば、じゃいついつ電話をくれないかなんていう  
ことがあった場合、紙で連絡、職員にする場合がございます、その連絡事項につきましては、  
職員に引き継ぐまではキャビネットに紙で保管する。あるいは、日報、月報も、引き継ぐまで  
は施錠できるキャビネットに保管するというようなセキュリティの措置を講じます。

それから、3番によります入退室管理簿も整備し、入退室については記載させるという形でやりたいと思います。

それから、これ参考になんですが、イメージ図を最後に概念図つけさせていただきまして、これは特にご想像のとおりということにはなるんですが、ここの網かけのところが新しいシステムでして、上の欄の太い矢印が、既設というところが滞納支援システム、既に稼働しているところ、そこから網がない電話催告サーバと書いてあるんですが、ここが今回お諮りしているシステムにデータの受渡しをする。その情報についてLANによって、ここにあるように、オペレーターを今国保、税務それぞれ3人、それから管理者1人というチームでやるという予定でございまして、1人が大体月2,000件ぐらいの架電を想定してございまして、月々6,000件ずつ電話をするというような形で考えてございます。

以上、雑駁でございまして、共通の部分につきまして説明をさせていただきまして、引き続き、国民健康保険料独自のことについて、追加でご説明をさせていただきます。

【副会長】じゃ、お願いします。資料78。

【医療保険年金課長】資料78をごらんください。よろしいでしょうか。

【副会長】はい、どうぞ。

【医療保険年金課長】今回の案件につきましては、ただ今、税務課長がご説明したとおり、税務課と同様の電話催告システムの導入および国保納付勧奨センター業務の委託に伴います諮問及び報告でございまして、

それでは、事業の概要をご覧いただきたいと思います。

事業の概要につきましては、ご説明させていただきます。税務課と類似するところが非常に多うございます。特別に相違する点を中心にご報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事業の概要です。

事業名、担当課は記載のとおりでございます。

目的は、低迷しています国民健康保険料の収納率の向上のためでございます。

それから、対象者でございますけれども、新宿区の国民健康保険料を滞納している方々でございまして、

事業内容は、税務課と同様でございますけれども、対象者は2万8,000世帯を想定してございます。

続きまして、次のページです。国民健康保険料電話催告システムの導入についてをごらんく



ださい。

情報の保有課、登録業務の名称は記載のとおりでございますが、記録される情報項目の個人の範囲は、新宿区国民健康保険に加入している、または加入したことがある滞納者及びその世帯員としてございます。このことは、国民健康保険法で世帯主に対しまして各種の届出義務があったりですとか、保険料の納付義務を課しているということがございますので、こういった理由で記載してございます。

それから、記録される情報項目でございますけれども、次のページをちょっとごらんいただきたいと思いますが、記録項目の中の個人基本項目、口座振替情報の管理人のところは、税務課と同様でございます。収納管理情報と国保世帯情報、それから国保料の情報、国保資格情報などが国保で特有の情報等を持っているということになります。この中では、必ず対応されている方とお話しさせていただきますと、国保に加入した年月日が非常に重要なポイントになってきますので、この辺の情報を中心に記載をさせていただいているところでございます。

それから、1ページお戻りいただきまして、新規開発、追加、変更の理由及び内容以下の欄は、記載にありますように、先ほど税務課長が説明したとおりでございます。

続きまして、次の次のページですね。国民健康保険料の未納者に対する納付勧奨業務委託についてをごらんいただきたいと思います。

今回委託します業務内容等につきましては、ご説明したけれども、委託に伴い、事業者処理させる情報項目は、添付附属資料のとおり、先ほどちょっとご説明させていただいたとおり、特徴のあるのは納付案内ですとか国保資格要件などの問い合わせに対応ができる項目を用意してございます。

それから、その委託の開始時期と期限につきましては、23年10月1日以降、継続するものでございます。

そのほかにつきましては、先ほど税務課長がご説明したとおりでございます。委託業者に行わせる情報保護対策につきましては、1枚おめくりいただきまして、別紙に特記事項がございます。契約書に盛り込む際に、契約を行うものとしまして情報の保護対策につきましては、記載の条例、規則等を遵守してまいります。そういったことで、用意をさせていただいてございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

**【副会長】**わかりました。

ちょっと私から1点で恐縮ですけれども、両方同じことだと思うんですけれども、データを

開発して、1つのまとまったデータをお作りになることは分かるんですが、その後、電話催告と文書による送付業務と2つに分かれると。そうすると、だから開発の部分と電話催告と文書の催告書送付と3つ問題があると思うんですけれども、開発のところはどんなデータをお作りになっても、区役所の中のことだからいいんですけれども、これを拝見すると、電話催告のシステムのところもそれと同じだということなのか、そのオペレーターに提供するデータというのが、この説明に入っていたのか入っていないのかが実はよく分からないんですけれども、オペレーターに提供するデータだとすれば、資料1はちょっと余りにも多過ぎるんじゃないかなという疑問なんですけれども、その辺りをご説明ください。

**【納税推進担当副参事】** データについては、配付資料1の項目数が非常に多いんですが、それぞれ例えば課税情報に関しますと、さらに減らしてあるんですが、基本情報としましては、世帯主の氏名とか国籍とか、そういう結構細かいことが入っているので、そこら辺が多分かなり多いということになると思うんですが、税の場合は、例えば電話した場合、世帯構成によって、未成年である場合とかそういう場合について納税管理人を立てる必要があるか、そういう世帯の状況によって交渉する内容が変わりますので、そういう意味で例えば世帯の状況等が必要になってくるなど、あとは口座情報でいいますと口座振替をしている、していないということがある程度分からないと、二重に引き落とししてしまう場合などがありまして、それぞれかなり税の場合はその生活状況とか財産状況に基づいて、相手にご案内する場合がありますので、かなり詳しく持たせていただきます。

**【税務課長】** 税務課長ですが、もう少し絞ると、会長のご質問は、催告書の出力をするときにはこれだけの情報が要らないんじゃないかという……

**【副会長】** それもあります。

**【税務課長】** ところがポイントだと思うんですが、我々、実務的にはご説明していなかったんですが、その催告の出力のときに、例えば催告出力者リストだよということであれば、ご指摘のとおりなんですけど、今考えているのは、画面でここからここまで電話あるいは電話番号がないときは、画面からその電話番号なしの人は自分でオペレーターが出力をして、それで封入封かんもしてねということさせるといってございまして、ですので、画面を見ながらコールも催告書をおる人なのかどうか、そこを一緒に判断させようというところちょっと思いがあるものですから、同じ情報を提供しているというようなスタイルになった次第でございまして。

**【副会長】** いずれにせよ、私の質問はその程度にして、皆さんからどうぞ。ご質問、ご意見がありましたら。

井上委員。

【井上委員】井上ですけれども、今、副会長の質問に似ているんですけれども、資料77の7ページのほうで、図というか絵がありますよね。これを見ると、もともと滞納者のリストのサーバというのが新宿区役所の庁舎の中にありますと。これがLANでオペレーターというのは、さっきこれ聞くと、庁内でこれオペレーターがいるんですよ。庁内ですよ、これ確認なんですけれども。

【税務課長】庁内です。

【井上委員】庁内ですよ、あくまでも業務委託なんですよ。それ、多分すごく重要な情報で、庁内でやるということで多分今、話をしていないかったと思うんですよ。庁内でやっている、庁内LANによって、LANなので情報が共有されてしまうということをしちんと言っておけば、その中でいわゆるランクがあるので、A、B、C、D、例えば10個の項目のうち、8番と9番と10番の項目はマスクしますけれども、1番から7番はどうしても必要なので残しておきたいという説明をすれば、今多分副会長の質問に答えられて、じゃ7番は要るかどうかというそういう議論もあったりすると思うんですけれども、じゃないかと思うんですけれども、ということでよろしいですね。庁内でよろしいですね、これね。

【副会長】はい、どうぞ。

【税務課長】今、ご指摘のとおりでして、失礼いたしました。庁内のある会議室にそこを工事しまして、そこに設置するというでして、そのLANのあるいはマスクの話も委員がご指摘のとおりでございます。不十分で恐縮ございました。

【副会長】ほかにご質問。

かわのさん。

【かわの委員】かわのです。先ほど、副会長が言われたところとちょっと関連するんですけれども、基本的に例えばこの納税というのか、税務のほうのそのオペレーター、電話催促する人にはその権限はないということですよ。そういう状況、それはそれで分かります。

とすれば、やっぱりとりわけこの基本情報の4ページ、最初のほうの4ページの基本情報の例えば外国人の問題の場合でも、在留資格だとか在留期間だとか、そういうところまで一体何で必要なのか。

例えば、そこで細かいいろいろな指導をやるというんだったら、それはそうかもしれないけれども、要はその下の住民のその課税情報だとか、それからその収納情報だとか、そういうのはもちろん当然必要ですけれども、要はその人が滞納しているという情報があればいいんであ

って、その人、外国人がどこの外国人でどこの国籍で、在留資格が何でというところまでなぜ必要なのか、そういうものはできるだけ出さないで、例えばこの人とこの人この人が滞納していますからということで、言ってみれば極端に言えば、それだけのリストをもらって、あなたは滞納していますよ、納めてください。まさかサラ金の取立屋じゃないわけだから、そういう丁寧な話をすれば済むはずで、というのは、その次のほうの部分については、国民健康保険システムは当然外国人もいらっしゃるんですけれども、そこまで例えば在留資格までは入っていないわけですね。僕も当然だと思うんだけど、なぜここまでの個人情報の基本情報の中に必要なんですか、この催促するのに。

【副会長】はい、どうぞ。

【税務課長】今の質問、ここも詳しくご説明すればと反省しましたが、この税務に今ご指摘の情報があるというのは、税の場合、租税条約がございまして、例えばその在留資格というよりも研究生だとか何かによって、課税が免除される、あるいは免除されない場合があります、特に現場で外国の方々が、何で私に税がかかるんだとか、そういった質問に答えられるように情報を持たせるという意図で、税だけは入れさせていただいたというのが理由でございます。そういう質問がなければ不要なんですけれども、留学生の方々に例えば租税条約によっては所得税はかからないけれども、住民税はかかるとか、あるいはいろいろな資格によって違うものですから、そこの対応にはこたえるように我々は配慮しようということで持たせようというのが意図でございます。

【副会長】かわの委員、続きですか。

【かわの委員】はい。

【副会長】では、もう一度。

【かわの委員】そうすると、こういうものがなければ電話催促ができない。逆に言えば、そこまで踏み込んだやりとりをするということになるということですか。それまでの権限というのが、このオペレーターにはあるんですか。さっきの話でいうと、その徴収の権限は、納税の権限はこういう業者は持っていない。それはあくまで区の職員だとすると、区の職員がその対応するとすれば、そこが見ればそれで十分ではないかなと思うんだけど、一々オペレーターの人まで、ここは極めて個人情報の中でも最たるものだというふうに、とりわけ外国人のところでは言えるだけに、そこまで本当に必要なのかどうなのか、その辺はどうですか。

【副会長】どうぞ、お願いします。

【税務課長】もう少し詳しくご説明させていただきますと、その権限というのは、払えという

その要は納税を懲罰する行為なんですが、これは地方税法で徴税吏員という身分しかできません。一方で、ここで言っているのは、払ってください。これも微妙ですが、お支払いはまだですかということだけなんです。ご質問のあったように、それ以上のことは地方税法上できないんです。ただ、今ご質問があったように、私に何で税金がかかるんだというご質問に答えるときに、質問に答えるというための材料というだけでございますので、そこまでは我々はやって、ニーズにこたえたいという思いで持たせることであって、それ以上の活用はさせないというのが我々の意図でございます。

【副会長】かわの委員。

【かわの委員】もう繰り返しになりますけれども、さっき言ったように、ここでとりわけ外国人の部分でいえば、極めて個人情報の最も注意しなきゃいけないところでもあるだけに、そこは今のお話だとどうしてもそういう在留資格だとか、そういうものが在留期間だとか、そういうものが必要だというふうに言えば、それはそういうこともあるのかもしれないけれども、とりわけここは本当にきちんと注意をしてあれしなければ、新宿区の職員だっというふうに言えば、それは相手もそれなりにそうですかというふうになるかもしれないけれども、言ってみれば民間のどういう人がやるのかあれですけども、そういう人が何で私のそこまで知っているんですかというふうに、あるいはそこまで調べたんですかみたいなことになりかねない部分もあるし、そこは大変微妙なところだと思いますので、必要であるということであればやむを得ないにしても、十分扱いについては留意してやってほしいなというふうに意見を申し上げたところです。

【副会長】わかりました。

じゃ、山村委員。

【山村委員】先ほどから、この資料の1を見ていますと、本当にほとんどもしかしたらすべてが情報なのかなと。これ以外に見られない情報、納税について見られない情報というのは逆にありますか。今までの印象ですと、区の職員の方がやっていた仕事をもうほとんど依頼して、最後の最後にもう納めてくださいと、督促のところの最後の一声だけがもう職員の方がやる部分になって、それ以外の部分をすべて委託するというのであれば、本当にその委託業者にすべての情報を渡さなくてはいけないという状況なのかなというふうに思いますが、本当にすべてを渡しているのかということと、もう今までの仕事のほとんどすべてをではお願いしているのかということと、それからもう一点、そのコールする方が電話をして、自分の身元というか最初に名乗りますよね。そのときに何て名乗るのかということ、その3点をお願いいたします。

【副会長】はい、どうぞ、課長。

【税務課長】まず1点目のご質問の情報の提供のどれくらいの全部なのか一部なのかというご質問なんですが、先ほど一例しか申し上げなかったので、申しわけございませんでした。

例えば住民税の情報で申し上げますと、申告書の種類ですとか、さっき申し上げました所得はどういう所得の例えば給与なのか不動産なのか配当なのかと、そんな種類は見せません。

それから、所得控除もマスクをいたします。扶養ですとかあるいは所得割・均等割の額、要は税額の内訳ですね。それから納税の通知書番号、それから特別徴収、普通徴収の別、それとか会社の例えば特別徴収の方々ですと会社の番号、それから会社の住所、名称、それから月割額ですとか、この方の処分情報ですね、今までどういう処分を受けたか、それから資産の情報、こういったものについてはマスクをさせていただきます。というのが1点です。

ご質問の第2点に、これほどの情報かどうか、これも対応の仕方なんですが、とにかく例えば情報を持たせませんと、とにかくあなたは滞納しているんだから、内容は分からないけれども払ってください。おれは何でこんな高いんだという質問が結構多いものですから、ある程度こういった形で税金というのがかかるんですよというところぐらいまでは応じさせようという点がございまして、それ以上には使うつもりはございませんが、ある程度の質問には答えてもらおうという意図がございまして。

これも考え方なんですが、例えば私はここで言いますと、国民健康保険も同じなんですけれども、どうしてこの税金になったんですか、とにかくそれはあれは分かりませんけれども、たまっているのは幾らですからとにかくお願いしますということにするかどうかの選択があったんですが、やはり我々、窓口でやっていると、滞納されている方は、その滞納する悪意があって滞納していない方なんか聞くと、なぜ私の税金でこんな額になったのかという質問もセットで多いものですから、いくらかは答えさせたいというのがあって、今最低限の答えられる情報は提供させていただくというような意図でございまして。

すみません、3点目の名称でございまして、これから詰めていくんですが、最近振り込め詐欺の、最近といっても随分ありまして、そう誤解されないように新宿区、これはまだこれから業者というかプロポーザルでもどう名乗らせるか提案させるんですが、区から委託された例えば国保であろうが税であろうが、コールセンターのものであるという形で名乗らせるのが原則としたいと思っております。ただ、それも疑われてしまいますと、どういう形でやっていくのか、それからこれ議会でもかつて質問というか要望が出ていますが、そう誤解されないように事前等周知も、コールセンターというのが始まって、こういう形で電話させていただきますの

でということも、事前にやはり住民の方には周知した上で、これは振り込めじゃないんだなどいうことで、何とかやっていきたいというふうに考えてございます。

具体的にはこれからまた詰めていくんですが、基本はそんな感じでございます。

【副会長】とりあえず回答として。

はい、どうぞ。ひやま委員。

【ひやま委員】すみません。架電で納付案内をするということで、電話番号が不明者に対しては催告書の出力、封入封かんを行うということなんですけれども、一番後ろの図を見ると、これLANのところプリンタまで出ているんですけれども、オペレーターがこの業務をされるわけですよね。この場合というのは、その封筒に入れる住所というのは直接封筒にプリントされるのか、それともタック紙か何かにプリントされるんですか。

【納税推進担当副参事】基本的には、窓あき封筒、納付書に印字されまして、それを窓あき封筒で見れる形を想定しています。計画しています。

【副会長】はい、どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】ということは、そのご案内自体に住所があって、それを折って入れてというような形の作業をするというような形になるわけですね。

【納税推進担当副参事】はい、そのとおりです。

【ひやま委員】というと、それ以外のところ、この住所とか何かというのは、当然このオペレーター用のパソコンの画面からプリントするというような形でよろしいのですね。

【納税推進担当副参事】はい、おっしゃるとおりです。

【副会長】この電話催告をする会社なのかもしれないところと送付業務をするところは一体のことなんでしょうか。

【納税推進担当副参事】まずは、委託するのは、おっしゃるように両方同じ会社になります。それでふだんは監督員1名とオペレーター3人でオペレーションを行うんですが、そのスケジュールの間で納付書を打ち出して、その方たちが封入封かんして送付するという形態も、作業も行うことになっております。

【副会長】わかりました。

ほかに。井上委員。

【井上委員】先ほどの山村委員の質問に関連するんですけれども、業務委託にこれする必要があるんでしょうか。というのは、業務委託じゃなくて、いわゆる区の職員に派遣という形でステータスとして業務委託といって別の法人にするんじゃなくて、区に派遣する、派遣というよ

うな形でやることによって全然考えられなかったんでしょかというのがまず1点。

それから、もう一点なんですけれども、今の副会長の質問にも関連しますけれども、プロポーザルにより決定というのは、これからとっていくと思うんですけれども、この決定するプロセスにおいて、A社にするのかB社にするのかというのがあると思うんですけれども、その意思決定のプロセスにおいて、この審議会の議論が反映される。いわゆる区政情報課長とかが、この意思決定の中に参画するんでしょうか。2点、質問です。

【副会長】じゃ、どうぞ。お願いします。

【納税推進担当副参事】まず、1点目なんですけど、業務委託になぜするかということなんですけど、この業務委託にした理由としましては、電話をそういうコールセンターの運営している会社のコールに対するノウハウを取り入れたいというところがまず第1点になります。

それと、監督員とチームを組んで連携してやっていただく。私ども、教育をやるんですが、委託業者の教育もする。セットで効率的に、より効果が上る業務ということで、委託する。

それと、また、派遣ですと派遣職員を指導するのにやっぱり職員が何人も必要になる。以上のことから総合的に考え合わせて、いわゆる派遣職員じゃなくて業務委託という形でやったほうが、より効果が上がって効率的ではないかという判断に基づいてこういう形態をしました。

また、プロポーザルについては、メンバーについては現在選定中でありまして、それについても個人情報保護に関しては十分配慮できる形でこちらのほうも、例えばセキュリティポリシーを含め、そういう観点をかなり重視したところでプロポーザルで選定していきたいと考えております。

【副会長】どうぞ、井上委員。

【井上委員】では、1点目は多分効率性を考えると業務委託になっていくと思うんですけれども、我々、個人情報保護審議会の観点からいくと、業務委託よりは派遣のほうが直接区の職員がオペレーターに対して指導もできるし、監視もできるし、それから区の職員、先ほどの山村委員の質問じゃありませんけれども、区の職員としていわゆるこのお客さんというか、滞納されている方に連絡もできるということがあるのですけれども、やはりそこはいわゆる個人情報の保護とかそういうことよりは、むしろ効率性をとったというそういう判断でよろしいですね。

【納税推進担当副参事】個人情報保護に関しては、先ほどから説明させていただいているんですが、こういう業務委託をとった中でも最大限の個人情報の保護ができるように、私どもも創意工夫していきたいと思っております。

【副会長】これは、井上委員からご指摘、皆さんもそう思っていると思うんですが、これも



ほとんど区の職員の仕事と同じですよ。もう本当に聞いているほうも多分住民の方も、ここは区の職員が電話しているというふうに理解するような実態だと思うんですよ。

こういう場合に、監督とか処分ですね、何かが起こったときの、これは区の職員と同じ程度の処分を考える。まず、そのメンバー、3プラス1というところから、もうこれは固定してあるのかどうか。しょっちゅう替わっていいみたいなことだったら、もう全然こちらの監督がきかなくなるんじゃないとか、だから、もう今の派遣で受け入れたと同じぐらいの管理をしていただかないと、ちょっと不安だなと。もともとの情報の多さも問題ですよ、これね。ですから、情報の多さも問題だし、今の本来は区の職員がすべてやるべきところを外注みたいにして出しちゃうというところ、だから、そういうところは本当に区の職員と同じ扱い、派遣でもアルバイトでもいいですけども、とにかく区が直接のその人たちを作業員を管理しているという、それは理論的にはちょっといろいろ問題があるかもしれませんが、そういう何か最終的な責任をとらせるところとか、何か厳しく管理していただかないとちょっと皆さん不安かなというふうに思いますが、その点どうでしょう。

はい、どうぞ。

**【税務課長】**まず、責任問題でございますが、もちろん純粋に申し上げますと、委託者である区が最終責任を持つわけでして、これにつきましては、これからまだいろいろ工夫していくわけですが、このセキュリティは我々の宝でもありますし、当然税務課から情報が出てしまうということは、これは一大事でございますので、そこについては最大限、他区の自治体なんかの例もこれから参考にして、最大限のセキュリティ対策はとろうと考えてございます。

それから、もう一つ、先ほどの区の仕事ですから委託なんですけれども、実際にその区のここへ至った経過というのは、余りにもさっきご説明したとおり、2万人の滞納者がいまして、区の正規職員はいわば大物の処分を要する滞納者に相当時間、人数を費やして、細かい少額の多数の滞納者には実態のところ、今文書での催告・督促状しか出してございませんで、どうも今収納率を見ると、やはりじりじりと落ちてきている。やはり現年、つまり滞納慣れする前にやっぱり一声かけるのが、先行自治体の例を見てもかなり効果を上げているということもありまして、本来、ご指摘のとおり、区の職員がやるべきですけども、やり切れない部分についてそのノウハウを、考慮のノウハウを生かした委託業者にさせたいというのが我々の実態と思いたいということもございますので、そこはひとつご理解もいただければということでございます。

**【副会長】**ほかにご質問ございますでしょうか。

鍋島委員。

【鍋島委員】今のと関連なんですけれども、この特記事項の中は一般的なものだけなんですよね。やっぱり山口先生がおっしゃったように、これだと、事故が発生したときには交渉するというと、その業者が交渉されるということと、それから、あとは怠ったときは損害賠償だけなので、やっぱりこういうものについてはこの一般的だけでなく、もう少し起こり得ることをほかのところの自治体ではどうなっているかということはお調べになったと思うし、それを今教えてほしいんですけれども、もうちょっとこれにやはり加えないと、区民はすごく心配になります。

【副会長】どうぞ、課長。

【税務課長】その趣旨もるるよくわかる話でございまして、私たちもいわば責任者の私なんか一番そこを心配してございまして、ほかの自治体のセキュリティの例なんかも5団体先行自治体見てまいりました。この特記事項的な、契約上は特筆すべきところというのが、ほかの自治体でもないんですが、やはり物理的にどういうふうに流出させないかというところを、まずその事故が起こったらじゃなくて、どう事故を起こさないかというところが、やはり最大限どの自治体も腐心というか、力点を置いてございまして、我々も少なくともここ、流出事故をまず防ぐというところを主眼にさせていただいたというような発想でございまして。

さらに、特記事項で何か、これからいろいろとまだ詰めていく部分もございまして、そこにつきましては、付記できるものがあれば付記したいとは考えてございまして、現時点では今のところ、委託のこの特記事項しか、今のところはないものですから、これで提案をさせていただいたという次第でございまして。

【副会長】じゃ、山村委員。

【山村委員】いろいろ説明をお聞きしても、やはり心配感がぬぐえなくて、私の希望としては、やはり、最初この新しいことを始めるときには、これだけの情報提供するのではなくて、まず、滞納していますけれども、お納めはまだでしょうかということだけであれば、それなら全く問題ないんですが、それだったら本当に最低限の電話番号と住所といったことで構わないわけですよね。それでもかなりもしかしたら滞納率は解消するかもしれませんよね。こういった危険を冒してまでやったことで、その質問にさらにきめ細かく対応できることによって、どれだけその滞納率がアップするのかと、危険と考えた場合にですね。

ですので、提案としては、まず1年目、2年目、とりあえず運用するに当たって最初の声かけの部分だけをお願いして、もっと込み入った内容については、職員の方が引き続きご回答していただいて、そのちょっと様子を見てというか、それでももしかしたら滞納率が改善すれば

それでいいかもしれないですし、そういったことは可能性としてはできないでしょうか。

【副会長】はい、どうぞ。

【税務課長】ご意見も、我々の現場の中でも、どういう滞納の案内をさせようかという議論の中で、要は滞納される方は残念ながらまたまた滞納するというような傾向がございまして、十分説明して、次に納得できて次の納税につなげようと、そっちのほうで採用した、丁寧にという採用したわけですが、今のご指摘も踏まえて、この範囲の中でちょっとこことこれを削るといのは、ちょっとお約束はできないんですが、その中で最小限、もう少し何か絞れるものがあるかどうかは、検討させていただくことは考えてございます。

【副会長】情報の漏れということであれば、これは今、理解している範囲ではどこか庁舎の中の税務課のスペースか、フロアか何か3名プラス1ですか、4名の方に来ていただいて、そのフロアの管理されたエリアが2か所あるそうですが、その中でコンピューターを操作される、あるいは電話を操作される、それで作業をされる。その方が終わったら出ていくわけですが、その方が部屋へ入って出るまでの間に、コンピューターで見た情報ですよ。これを自分が何かに記録したり、外に送ったり、持ち出したり、何かそういう危険があるかどうか、初歩的な質問ですが、結局それがないということになれば、庁舎内での作業だし、そこには職員もだれか1人ぐらいいらっしゃるんだと思うので、管理体制、その部屋から情報が漏れないということになれば、まあまあかなという気はするんです。そのあたりはどうでしょう。

【税務課長】確かに、先ほども申し上げた物理的に流出させないほうというご説明したんですが、これも細かい話でご説明させていただいて申し訳なかったんですが、例えば今ご質問あったように、オペレーターは、基本的には手荷物は持ち込まないんですが、持ち込むときには透明な袋で持ち込ませる予定をしております。

それから、先ほど申し上げたとおり、だれがどういう作業をしたか、これはコンピューター上、ログで記録をさせるということもしてございまして、基本的には、物理的には持ち込まないようにさせるつもりですし、外に持ち出すときにも、持っていくもの、要は何も入れ物を持たせないというような措置を講じるつもりでございまして、そんなようなところからの流出の防止を考えてございます。

【副会長】わかりました。

ほかにご質問ございますか。

はい、かわの委員。

【かわの委員】このコールセンターでいろいろやりとりする部分というのは、録音をするんで

すか。あるいはそれはどういうふうにするのか、その辺はいかがですか。

【副会長】はい、どうぞ。

【税務課長】これは録音をする予定でございます。場合によっては、これちょっとまだ詰まっていらないんですが、これドーム型の監視カメラも付ける予定にはなっているんですが、これ、個人情報との関係もございまして、どこまでが許される範囲かも、これはまだアイデアの段階なんですけど、録音はいたします。

【副会長】はい、かわの委員。

【かわの委員】言った、言わないというのがあるかもしれぬから、それは場合によっては。そのかわり、当然相手にこれはいわゆるよく最近ありますよね。録音をしますよということを事前にきちんと行って、当然その会話に入っていくと。そういう流れということでもいいんですか。

【副会長】はい、どうぞ。

【納税推進担当副参事】会話については、滞納者がしゃべっているのは録音しないんですけども、室内でオペレーターがしゃべっているところについては、オペレーターの言動……すみません、録音したと言った上で録音させていただきます。

【副会長】かわの委員。

【かわの委員】最近、いろいろ電話がかかってくる時に、あるいはこっちから例えばコンピューターのいろいろなホームページの何とか作る時に、あらかじめ電話させて、録音させてもらいますみたいなことがあるじゃない。それはやっぱりもうちゃんと相手のそこでとってあれしないと、そこは個人情報とかということじゃないけれども、当然録音するとすれば、それが了解を得た上じゃないと、それはまずいと思いますので、そこは実際の中でどんなふうになるのか、特にこういう問題だから、一方では録音も必要な場面もあると思うんですよね。言った、言わないにならないように。だから、その後のことがあるから。だとすれば、そういうふうにとちょっと工夫してやってみてください。それだけ言っておきます。

【副会長】それでは、ちょっと1時間も経過しましたので、この件はこの程度で終わりたいんですけども、ぜひご質問、ご意見ございましたら。

はい、じゃ、赤羽委員。

【赤羽委員】さまざまな注文を含めて、ことをもう重々承知していらっしゃった上で、やっぱり新宿区の一つの一番母体の税収を上げるための一つの本当に現場の民間活力を使うということで踏み出した一歩なんですよね。

だから、私も別に区を弁護するわけじゃないんですけども、やはり今の段階ではなかなか

税収が上らない部分での苦肉の策ということで、当然説明した理事者の方たちは、先ほど発言したことはすべてもちろんご存じの上だとは思いますが、やはり初期滞納者ということで、私は現実に20代とか30代の方々が、やはりちょっともう少し声をかけてもらえれば、ここまで例えば内部利息が18.7%もあるなんて知らなかったとか、そういった部分でのうちのやっぱり区に対する要求みたいなものが過去にありましたし、そういった部分で、もちろん個人情報という視点から見れば、かなり断崖絶壁の上での事業だということも重々承知はしていますけれども、期待度がある程度ある事業だということを、私はある程度理解した上で、これ事故があったら本当にもうこっぴみじんな話なんで、その辺はよろしく願います。

【副会長】皆さんも、この事業の重要性は理解していただいていると思うんですが、やはりちょっと余りにも個人情報の重要な部分が大量に扱われるので、ぜひ皆さんのご意見を尊重して、運営をしていただきたいと思います。

それで一応ご意見を終わりにしまして、それで一応諮問事項と報告事項がありますので、77と78を分けて一応皆さんのご意見、採決をしたいと思います。

それでは、資料77のほうですけれども、これ税金のほうですけれども、これにつきまして、何か反対のご意見ございますでしょうか。

なければ、諮問事項については承認、それから報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【副会長】じゃ、諮問77については、それで終わります。

続きまして、資料78について同じようにお諮りしますけれども、諮問事項がございませぬけれども、諮問事項と報告事項、それぞれについて何か意見が異なる、反対の意見がございませぬでしょうか。

なければ、諮問事項につきましては承認、それから報告事項については了承ということで、この審議を終わらせていただきます。

どうも、説明者、ご苦労さまでした。

【税務課長】どうもありがとうございました。

【会長】それでは、私が後を司会をさせていただきます。

今日は、大変ご迷惑かけて申し訳ございませんでした。

それでは、資料79に参ります。

「外国にルーツを持つ子どもの実態調査」の実施についてでございます。

それでは、どうぞご説明、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

【多文化共生担当副参事】文化観光国際課多文化共生担当副参事をしております月橋と申します。よろしく願いいたします。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

今回、諮問、報告させていただきますのは、私どもで来年度に予定しております外国にルーツを持つ子どもの実態調査でございます。

まず、この実態調査につきましての事業の概要について簡単に説明をさせていただきます。

2ページ目をごらんください。

今回目的といたしますのは、新宿区に住む外国にルーツを持つ子どもの実態調査、保護者のニーズ等を調査しまして、今後新宿区として学習支援や、それから生活支援に取り組んでいくべきそうした内容の基礎的調査を行うということが主な目的でございます。

対象者としましては、新宿区に住む7歳以上、15歳未満という、日本で言うところの小学生、中学生の学齢に当たる子どもたちの保護者を対象として、そうした保護者がどのようなニーズを必要としているのか、そうしたことを調査したいと考えております。

調査の概要でございますが、新宿区は、約3万5,000人の外国籍住民が暮らしておりまして、その中で18歳未満の子どもにしますと約3,500人、さらに小中学生に相当する学齢期の子どもでいきますと、約1,600人が現在新宿区に住んでいるということでございます。

この子どもたちに対しては、区の教育委員会が中心となりまして、日本語学習支援というものを体系的にやっておるところではございますが、例えば外国籍の子どもの中で、不就学の子どもが果たして地域あるいは区内に何人ぐらいいるのか、そうしたことの実態というのは、まだ明らかにされていないというか、何人ぐらいいるのかという数字を区としてつかんでいないというのがございます。

それから、これから外国籍の方々がさらに区内で増えていくだろうということもございます。そうした中で、次代を担う子どもたちが、日本語等が不自由なために学校の勉強についていけずに、中学、高校と進学していくところが非常に難しくなるという、そういうふうなところは区としてもなるべくしっかりと支援をして、日本語や学習の支援をして、子どもたちを支援していきたいというふうなことでございます。そうしたことから、こうした実態調査を行うというところで、来年度実施を考えております。

実施方法なんですけど、大きく分けて、アンケート調査とそれからインタビュー調査、この2

本立てでやっていきたいと思います。アンケート調査は1,000世帯、インタビュー調査は200世帯を対象に考えてございます。

このアンケート調査の対象者の抽出方法ですけれども、まず、外国人登録のデータから抽出をします。それから、外国にルーツを持つということになると、外国籍だけではなくて、両親のどちらかが外国籍、どちらかが日本の国籍、そうした両親のもとに生まれたお子さんというのは、外国人登録のデータでは捕捉できない部分がございますので、ここの部分につきましては、国民健康保険、国保年金課で持っている混合世帯という部分がございます。その混合世帯のデータを活用させていただいて、そうしたところも調査をかけていきたいというふうに考えてございます。

では、次のページをごらんください。

まず、最初の部分でございますけれども、目的外利用をするデータとしましては、戸籍住民課が保有しております外国人登録業務のデータでございます。このいわゆる外国人登録の登録原票及びホストデータというところで、氏名、住所のデータを目的外として利用させていただいて、対象者の抽出をしたいというふうに考えてございます。

次のページをごらんください。

続きまして、国民健康保険に加入し、日本国籍の子を養育している外国人登録者というところの、いわゆる混合世帯についての目的外利用というところで、医療保険年金課が保有します国民健康保険システム用のデータ、こちらの中で外国人と日本人の混合世帯、このデータを目的外で利用させていただいて対象者を抽出していきたいと。こちらについても、情報の項目としましては、氏名と住所、これを考えてございます。

目的外利用については、今申し上げたとおり、戸籍住民課とそれから医療保険年金課のデータを活用するというところでございます。

続きまして、次のページに報告事項ということで、業務委託についての報告事項を記載させていただきました。

登録業務の名称は、外国にルーツを持つ子どもの実態調査ということで、委託先につきましては、23年度に、4月以降委託先業者を決定する予定でございます。

委託先に提供する項目は、基本的にあて名ラベルというところで、住所と氏名、こちらを提供いたします。

保護者に対して、回答用紙、アンケート用紙を各家庭に郵送で配りまして、それを回収するというやり方でアンケート調査をやることを考えておりますので、そうした調査票につきまし

て、子どもの属性というところを、主に回答者の属性情報として考えてございます。

委託の内容でございますが、委託業者につきましては、調査票の印刷、それから調査票の封入封かん、封入封かんした封筒の納品、それから調査結果の集計というところを考えてございます。

調査結果につきましては、冊子形式で報告書を作成させる予定でございます。

調査票の返送先については、業者に直接返すのではなくて、私どもの区のほうに返送先を指定しまして、区の職員が確認した後、区からさらに委託業者に調査票を引き渡すという形をとりたいと考えてございます。

それから、インタビュー調査と書いてありましたけれども、このインタビュー調査につきましては、それぞれのご家庭に直接調査員が訪問して、聞き取りによってアンケートをさせていただくということを内容として考えてございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策でございますが、次ページにも付けましたけれども、契約に当たりますには、特記事項を付けて、きちんと情報管理、個人情報の管理をさせるというところでございます。

それから、この業務が終了した後、速やかに提供した情報を区のほうに返却させるというところをしっかりとやっていきたいと思っております。

それから、受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、取扱責任者並びに取扱者をあらかじめ指定させること、それから提供された情報については、施錠できるキャビネット、もしくは金庫にしっかりと保管させること、こうしたことをしっかりと遵守させるというところで、個人情報の取扱いをしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

簡単でございますけれども、説明をさせていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

**【副会長】** ちょっと資料の確認ですけれども、79というのが2つありまして、この目的外利用だけしかついていないのと、それから報告事項というのをついてあるのがあるので、その両方について見ないといけないとわかりませんよということで、これ廃棄していいんですよね、もう一つはね。

**【区政情報課長】** はい、資料79につきまして、前回差し替えということで、混合世帯、国民健康保険に加入し、日本国籍の子を養育している外国人登録者に係る混合世帯の目的外利用についてというものを追加させていただいております。それ以前の資料はそれが入っていないので、そちらのほうは廃棄をしていただけますでしょうか。お願いいたします。



【副会長】じゃ、それを見ながらということで、あとはまたもう一度、会長、ご質問ということですか。

【会長】どうもありがとうございました。

どうぞ、ご質問ございましたらよろしくお願ひいたします。

はい、どうぞ、かわの委員。

【かわの委員】そうすると、いわゆる外国人登録だけだったら子どもが1,600人ということだからと思ったんですけども、そうすると、いわゆる混合世帯ということかというと、そのアンケートの比率というのは何か考えているのか、あるいは両方合わせるとそうすると大体何世帯ぐらいになるのか。外国人登録だけだったら、多分1,600人というと、1,000世帯ちょっとぐらいじゃないかなと思うので、全数アンケートでもいいんじゃないのかなと思ったんですけども、その辺はいわゆる混合世帯というのはどのくらいあって、その比率は何か考えているんですか。

【会長】はい、どうぞ。

【多文化共生担当副参事】実は、混合世帯の外国の子どもたちを養育している世帯の数というのは、今現在、ちょっと数として把握ができておりません。ちょっと関係部署にも確認をしてみたんですが、ちょっとその数というのは、実際にホストコンピューターというか、そちらのほうで抽出をしないと、今現在は担当課でも把握していないということでごさいます、ただ、外国人登録に限って言いますと、韓国・朝鮮籍がこの1,600人の内訳でいうと約950人、それから中国籍が250人、これがこの2つの国が代表的というか多い国籍ということでごさいます。それ以外でいうと、ミャンマーやフランス、アメリカ、フィリピンと、そういうふうな国籍の順番になるのかなというふうに思うんですけども、全世帯を対象にやるのではなくて、韓国・朝鮮籍、それから中国籍と、国籍的にたくさん新宿区に住むところについては、ある程度抽出をするというところで調査をかけていきたいというふうに考えております。

【会長】はい、どうぞ。

【かわの委員】そうすると、ここで言う国籍の割合を考慮の上というのは、いわゆる少数国というのか、少数の人たちのところについては、できるだけその全世帯にアンケートが行くように。ボリュームの大きい、今言った朝鮮、韓国あるいは中国については、多少抽出をするように、そういう意味の国籍の割合という、そういう理解でいいんですか。

【多文化共生担当副参事】今、委員おっしゃった理解でよろしいと。

【かわの委員】それなら結構です。少ない人たちももし切れちゃったら母数が少ないのにと

思ったんですけども、はい、わかりました。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ。

【鱒沢委員】ちょっとアンケート調査の抽出の仕方というのがおよそ、今のかわの委員の質問にもあったように、理解できるんですけども、インタビュー調査の200世帯というのはどういう抽出の仕方をするのでしょうか。先ほどのご説明ですと、家庭を訪問するというようなお話でしたけれども、私は民生委員ですけども、家庭を訪問するというのはとても難しいんですね。そういったところで、どういう抽出の仕方をして、どういうアプローチをして、インタビュー調査に結びつけていくのかという、家庭をかいま見るということになるわけですから、ご説明いただければと思います。

【会 長】はい。

【多文化共生担当副参事】アンケート調査で、郵送でただ返却してもらおうというだけで、やはりその返却率というのは、今まで私ども2回ほど多文化共生に関する実態調査ということをやっておりますが、やはり回収率というのはそれほど高くないところがございます。そういうことで、そうしたところをカバーするというか、少しでも補足したいと思ひまして、インタビュー調査を考えているんですが、このインタビュー調査につきましては、今、私どものほうで考えておりますのは、例えば区内で活動しているNPO法人もしくは外国人の支援団体、そうしたところに協力をお願いして、そういう信頼できるそういう団体というのが、今私どもの区で多文化共生連絡会という会議を一緒にやっていますが、そうしたところのメンバーとなって、いろいろとやっていただいている方々をお願いして、実際に戸別の訪問をして、いろいろとアンケート調査を、聞き取り調査をしていただきたいなというふうに考えてございます。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

はい、どうぞ、赤羽委員。

【赤羽委員】ちょっとその事業の目的が、例えば就学されていない児童の実態把握とか、そういったことを何か浮き彫りにするというんだったら、もうちょっと何か別な形もあるんじゃないかなと思って、例えば日本人の中でこうした行政サービスのためにこういうアンケートをするというのは、わりかし何でもないということを私たち日本人は教育はされていますけれども、例えばアジア、中国とか朝鮮、韓国の人たちが例えば長く定住している人にだったら、なおさらいわゆるお子さんのことではかなりいろいろな思いで日本に定住して、言葉も母国語もしや

べり、日本語もちゃんとしゃべらせて、英語も習わせているような、そういう中で例えばこういったアンケートが来ることのデリカシーというかしら、別にこれは個人情報とちょっとずれている話なのかもしれませんけれども、本当に無機的にアンケートをするんならするでいいんですけれども、結構これやっぱり民族の考え方の相違ってありますよね。私、ちょっとそれが心配というか受けとめ方というのも、やる、意図するところはわかるようなわからないような部分もあるんですけれども、かなり難しいかなんていう感想がちょっとあるんですけれども、どうでしょう。

【多文化共生担当副参事】今、委員のご指摘のとおり、民族というか国籍によっていろいろと行政に対する考え方や、それからこうした調査に対するとらえ方というのは違うというのは私どもも認識しておりますが、今回の調査については、不就学の子どもの何人いるかというところももちろんそうですけれども、新宿区として、これからこういった外国籍のお子さんたちに学習支援、生活支援、それから日本語支援、そうしたことをしっかりやっていくという、その目的をアンケートをする際にはしっかり明記させていただいて、だからこういうアンケートをさせていただく、こうしたことに答えてほしいんだというところをしっかりと伝えたいというふうに考えております。

【会 長】よろしいですか。

どうぞ。

【副会長】時々、ここではアンケート調査の調査票が来ていないということでクレームが出ることがあるんですよ。今みたいな意見を聞いていますと、何を聞くんだらうと。例えば所得とか、分かりませんが、まず質問は、子どもにするのか親にするのかとか、いろいろなちょっと今みたいに特に外国人には慎重に接すべきだというような意見が出ちゃうと、だんだん何かこれ微妙な問題かなというふうに思うんですけれども、今の例えば子どもさんにも聞くのか親だけなのかとか、調査項目で何かどの程度のことをお聞きになるのか、ちょっと今分かれば、ごく簡単でいいんですけれども、ご説明いただいたほうがいいと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【多文化共生担当副参事】そうですね。具体的な質問項目というのは、これから学識経験者の方も含めて、それから教育委員会や子ども家庭部、そうした子どもの支援をしている部署も含めて詰めていく予定ではございますが、やはり質問項目の中で重要なところというのは、お子さんが学校の中でしっかり学習についていっているのか、学校で学んでいる、勉強している内容が、日ごろ理解できているのか、それから日本語がきちんと習得できているのか、それから

子どもたちが例えば放課後の居場所、そうしたところが区内にきちんとあるのかどうか、そうしたところを中心にアンケート調査をしたいなど、組み立てていきたいというふうを考えております。

それから、先ほど、委員のご質問について、だれに対して主にやるんですかというご質問がございましたが、これは保護者に対して、その保護者が日ごろ何を考えて子どものそうした学習についてどういうふうな考えをされているのか、そこを重点的に聞きたいと考えております。

【会 長】どうぞ。

【鍋島委員】インタビューの調査も、この委託先は調査の表をまとめる会社と同じですか。もし違うのであれば、そこでの契約も入ると思うので。

【多文化共生担当副参事】失礼しました。

一応インタビューについては、先ほどもちょっと説明させていただきましたが、NPO法人であったりとか外国人の支援団体であったりとか、そうしたところをお願いをしようというふうに考えておりますので、いわゆるアンケートを郵送して取りまとめる場所とは違うところ、委託先を変えるというか、異なるというところで、私どもは現在考えております。

【会 長】はい、どうぞ。

【鍋島委員】そうしますと、この今いただいたこの個人情報の調査は、何か2つ両方やるような項目になっていますので、ここは委託先が2つになるのですか。ちょっと項目も違うみたいです。

【多文化共生担当副参事】すみません、委託の内容というところは、ちょっと私どもの理解不足もあったかもしれないんですが、一応業務の調査の委託という1つの大きな枠の中で書かせていただいたので、ちょっと委託先がそれぞれ異なるというところの認識は持っていたんですけども、この報告事項の中では、1枚の紙にまとめさせていただいているというのが実情でございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【鍋島委員】そうすると、この委託先はもう決まっているわけですか。

【多文化共生担当副参事】いえ、これからでございます。年度があけてから、23年度の年度になってからの契約ということになりますので、まだ全く委託先を決めているということではございません。

【鍋島委員】やっぱり、ここは細かいことよりは委託先との契約なので、2枚あったほうがとてもわかりやすく、これですと、どこに何を頼んで、何をどこに頼んで契約するのかがわか

らないので、やっぱり2枚にしたほうが分かりやすいので、ここでは、よろしく申し上げます。

【多文化共生担当副参事】分かりました。委員ご指摘のところは、私どもちょっと配慮が足りなかったと思います。申しわけございません。

そうしましたら、これからこのインタビュー調査、アンケート調査、この実態調査については詳細を詰めていく予定でございますので、次回のところでもう一度このインタビュー調査を分けた形、アンケート調査、インタビュー調査を分けた形で、再度ご報告をさせていただければと思います。

【鍋島委員】1枚出していただければいい。

【副会長】よろしいですか。いいですか。実態調査のところに委託先に提供する項目に住所、氏名しか書いていないんだけど、さっきから聞いていると、どこの国籍、どこの外国人なのかとか、それと年齢とか、小学校か中学校、下に何か書いてあるのと、属性とどう絡むか知りませんけれども、提供をまずしないと、小学生か中学生とか、男の子というもののあるのかもしれないけれども、何かこれそうなのかなと。どうなのか。

【会 長】はい。

【多文化共生担当副参事】委託業者には、もう住所、氏名、原則として住所、氏名しか提供せずに、例えばアンケート用紙で回答をいただく際に、国籍だったりとか、それからお子さんの小学生なのか中学生なのか、そうしたところを記入して返していただくというところを考慮しておりますので、こういうふうな記入にさせていただきました。

【副会長】いや、インタビューのときも想定しているんだけど、だから、それ分けて、今度インタビューの何かと調査項目とか、ちょっと始まると、もともと調査の方法とか、収集する情報とかいうのを1つに立てて、今度、その報告とかインタビューとか分けて、今度おやりになるならそれはそれで構わないんだけど、ちょっとこれだと何かどうかなと思って、そのあたりもご検討の上、次回なら次回で、再度説明してください。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件は諮問事項につきましては承認という形で、それから報告事項については・・・。

【多文化共生担当副参事】報告事項について、改めて、では出し直しをさせていただくということではよろしいでしょうか。

【会 長】報告事項ね。

【多文化共生担当副参事】はい。

【会 長】じゃ、報告事項は出し直しの上、それから、もう一方は承認でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 どうもありがとうございました。

【多文化共生担当副参事】 どうもありがとうございました。

【会 長】 それでは、次に参ります。

【区政情報課長】 会長、すみません。資料80について追加で何か机上配付の資料があるということですので、今お配りさせていただきます。お願いいたします。

【会 長】 はい、分かりました。

では、資料80に参ります。

（仮称）受験生チャレンジ支援貸付事業の実施に伴う委託についてでございます。

お手元に資料が1枚、今日配られております。

それでは、どうぞよろしくご説明ください。

【地域福祉課長】 福祉部地域福祉課長です。よろしくお願いたします。

それでは、（仮称）受験生チャレンジ支援貸付事業の実施に伴う委託について、条例14条1項に基づいて報告をさせていただきます。

2ページの事業概要をご覧ください。

事業の目的は、学習塾等の受講料や大学等の受験料の負担が経済的な困難な低所得者に対して貸付相談を行い、東京都が実施する貸付業務の申請窓口となるというもので、対象者は中学3年生及び高校3年生等を養育し、別紙4ページにございますこの事業の実施についてという文章の3番の対象者のところがございますが、この要件に該当する方でございます。

事業内容ですが、これは低所得者対策の一環として、これまで東京都が主体となって、区市町村が相談窓口となり実施してきた生活安定応援事業が平成22年度、これ3か年の当初からの予定の事業でございましたが、終了いたしますが、このたび、継続して実施することになった（仮称）受験生チャレンジ支援貸付事業の相談受付業務について、新宿区では新宿社会福祉協議会に委託して実施するというものでございます。

この生活安定応援事業ですが、これは平成20年より都が実施している事業で、区は受付業務を受託し、現在行っております。具体的には、7ページのチラシにありますように、新宿七丁目の区民健康センター2階で、生活サポート相談室という名称で、現在は東京社会福祉会に委託して実施しております。

本日、追加で机上配付させていただいた資料は、この生活安定事業が当初の予定どおりこの3月に終了し、来年度からは、右側3段目にあります受験生チャレンジ支援貸付事業、これが

左側の20年度から21年度の事業の1番のところの丸、四角の3つ目、チャレンジ支援貸付事業、これが今度受験生チャレンジ支援貸付事業という名称になりまして、継続実施されることを説明しているものです。区は引き続き受付窓口業務を行います。規模が縮小することから、委託先を新宿区社会福祉協議会に変更し、場所も同事務所内で実施するものというものでございます。

貸付内容等は、変更ありません。現在のこのチャレンジ支援貸付事業の実績を、2ページの下のほうに参考として記載させていただいております。

次のページの取り扱う情報項目等は、5ページにございます一覧表のとおりで、現在チャレンジ支援貸付事業を実施するに当たって収集している項目と同様でございます。

処理媒体は紙媒体です。

委託の理由は、社会福祉協議会では、各種貸付業務を実施しており、関連策を含めた横断的なサポートを行うとともに、情報提供が可能であるためというものでございます。

委託の内容は、貸付内容のための相談と受付業務で、申請内容が貸付要件に該当しているか確認して、東京都の事業委託先であります東京都社会福祉協議会に進達するものでございます。

委託の開始期間は23年4月1日からで、以降継続です。

委託に当たっては、別紙の特記事項を付すとともに、情報の保護体制は定期的に確認を行います。

また、情報の保護対策では、提供された情報は施錠できるキャビネットに保管するとともに、個人情報の取扱責任者や責任者をあらかじめ指定をして、名簿を提出させます。

また、今年度までの事業の委託先、東京社会福祉士会が保管している個人情報は、事業終了とともに区に返還していただき、改めて必要な情報のみを社会福祉協議会に引き継ぎます。

それ以外の情報については、東京都の要綱に基づきまして、事業完了後5年間、区が保管することとします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ、ご発言ございましたらよろしくお願ひします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては了承ということでよろしいですか。

では、どうもご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

次に、資料81に参ります。

資料81、障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定調査委託についてでございます。

それでは、よろしくご説明ください。

【障害者福祉課長】 障害者福祉課長でございます。

それでは、資料81に基づいて報告をさせていただきたいと思います。

件名は、ごらんいただくとおり、障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定調査委託についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページに事業概要を記載してございます。

現在、介護保険と同様に、障害のサービスを導入する際に、その障害者自身の程度区分というものをあらかじめ審査会を経て決定をし、支給をしていくと、こういう手続になってございますので、その認定調査の部分について、今回委託をしたいということでございます。

事業内容としては、委託先は東京都の認定調査員の研修がございまして、これを修了し、指定を受けた事業者が業務委託を受けることができるということになってございますので、それを委託先として考えてございます。

3ページの概要についてでございますが、今回の委託先は新宿区内の指定相談支援事業者等ということで、東京都の指定を受けた事業者をお願いをしていきたいというふうに考えております。提供の項目については、調査について住所、氏名、生年月日、電話等々の個人属性の情報、それから継続更新などの場合については、従前の申請のあったサービスといった情報も含めて事業者へ提供し、調査に当たっていただくと、こういうことでございます。

収集項目につきましては、参考資料がすべて付属資料としておつけしてございますが、1枚おめくりいただきました付属資料1が、概況調査票になってございます。

現在、この内容について区の職員が調査に当たり、この内容を確認してくると。それから付属資料2が、サービスの利用状況票ということで、新しい新規の場合についてはお申し出いただいた、ご要望いただいているサービスということになります。

それから、付属資料3が、いわゆる介護保険と同じような形で106項目の調査、身体も含めた調査ということで、これはパソコンのソフトで判定を行うことになってございます項目106項目の調査票でございます。

それから、ページにしますと13ページになりますか、こちらに付属資料4として、特記事項、調査項目以外にこちらに記載の項目について、特に必要な事項があればそれを拾ってご報告いただくという形になります。

一応調査項目につきましては、ざっと今ご覧いただいたとおり、非常に多岐にわたる多い項



目となってございますが、現在、これに基づいて区が調査を行っているということでございます。記録媒体は紙、それから委託の理由は、基本的には地域の相談支援事業所、これで地域活動支援センター等との活動で、ふだんから相談を受けたり活動をサポートしたりしている事業所を含めて、ここが調査に当たるといったことで、迅速な調査、それからよりその人に適したサービスの導入に向けた調査が行えるということがございます。

また、区の職員につきましても、日常の相談支援業務を集中的に行うなど、円滑、的確に行うという効果を期待して、今回委託するものでございます。

それから、委託の内容は、記載のとおりでございます。

対象者数は、23年度は80件を予定ということで記載してございますが、来年度につきましては、現在区内で調査の指定を受けている事業所が精神障害の事業所ということでございますので、来年度につきましては、精神障害者の方の更新分の新たなこと、新たな申請じゃなくて、また困難ケースといったものではなく、通常の更新のケースを中心に80件程度を委託したいというふうに考えてございます。

委託事業者は、区内の3事業者を予定してございます。

委託の開始時期は本23年度予算成立後に、4月1日から以降継続ということで実施をしたいというふうに考えてございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策及び受託事業者に行わせる情報保護対策は、記載のとおりでございます。

簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問ございましたらよろしくお願ひします。

はい、どうぞ、かわの委員。

【かわの委員】その委託の内容、今後のあれですけれども、とりあえず23年度はそういうことで、精神の更新分ということで、4月1日以降継続になるわけで、今後の大体ちょっとボリュームというのか、どんな仕事量になるのか、あるいは対象がどうなのか、その辺、ちょっとわかる範囲で。

【会長】はい、どうぞ。

【障害者福祉課長】現在、障害者福祉課のほうで認定の調査、これは更新の場合は、期間が最長3か年、36か月という形で一度認定しますと引っ張れる方と、その状態によって6か月、9

か月、12か月といった短い方もいらっしゃいます。それは、それぞれのお持ちの障害の状態や内容によってということになりますので、現在の実績といたしまして、年間で全体で約736件、これは身体、知的、精神、3障害すべて入れたものでございますが、これだけ認定調査を現在行っておりまして、そのうち精神が200強といった状況でございます。そのうち、今回更新に係る部分が約80件程度ということで、内容を決めさせていただきましたが、基本的には困難事例であるとか、新規のご相談については区の職員が引き続き当たるといのはもちろん念頭に置いています。

ただ、今後、例えば私どもの区で援護の実施者になっている方で、例えば北海道の施設に入っているとか、四国の施設に入っているとか、九州の施設に入っているとか、全国多岐にわたって、いろいろな施設に従来の旧法の時代から入所されている方がいらっしゃいます。現在は旅費を使って、職員がこれを調査という形を、3年に1回ですがとらざるを得ない状況になっておりますけれども、今後、この辺も含めて業務委託という形で随時展開をかけていきたいというふうに考えておりまして、区が行うべきその困難事例等々を含めて、区が直接当たるといことは変わりませんが、委託の認定調査でも引き続きその方に最適なサービスが提供できるという方につきましては、随時委託の方向に持っていきたい、そういうふうに考えてございます。

【会 長】この場合に、調査というのはいろいろやるのはいいんでしょうけれども、ペーパーだけで知ってもそれ以上何もならないということがあり得るわけでしょう。

しかし、どうなんですか、これは日本の福祉というのは申請主義だと言われる最たるものだと思いますけれども、申請しないといつまでたっても何ももらえないし、そういう権利が発生しないということになっちゃうかなということがありますね。だから、こういう調査しても、だれがひっかかるですかと聞きたくなるんですけども、それはどういうことになるんですか。

【障害者福祉課長】ぜひご相談をいただいて、ご申請をいただければと。非該当になった場合であっても、提供できるサービスはございます。生活訓練だとかその法外のサービスも含めて、私どもでしっかりご相談させていただきたいと思っておりますので、ぜひ一度お越しいただければというふうに思います。

【会 長】よくわかりました。

はい、どうぞ。

【赤羽委員】こうした記録媒体が紙というのは、何かすごく不自然な気も、データで例えばそういうやりとりをするということは、なかなかやっぱソフトを入れたりとかという部分のお

金がかかったりとかということで、やはり当面、もう23年度からそれぞれの精神のそういった事業者をお願いするわけだから、やっぱり当面スタートするには紙という形で、だから、介護保険なんかのちょっと調査からいくと、ちょっと考えられない感じなんですけれども。

【会 長】はい、どうぞ。

【障害者福祉課長】現在、コンピューターソフトで判定をかけるのは、私ども区のほうが一括でやるということになってございますので、現場で紙ベースでデータを起こしていただいて、それをかけ、さらにその判定後に、専門家による2次判定というのがございます。そこに提出させていただき資料が今調査いただいているものをそのまま判定結果とともに出させていただきます。それを見ながら、いろいろ一番最もその障害をお持ちの方に適切なサービスの範囲がどの程度かというものを見きわめますので、紙といった形で当面いただきたいなと。

今後、データについては電子計算組織の連結だとか結合だとか、いろいろ課題がありますので、当面の間、紙で先行でやらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

【会 長】はい、どうぞ、井上委員。

【井上委員】井上ですけれども、今の赤羽委員のご指摘なんですけど、例えば、これ一番簡単な方法で安全なのは、携帯でサイトをつくってしまって、その調査員の方が行って、その場で携帯のサイトを見ながらピコピコ入れていくというふうにするという。携帯には絶対情報が残りませんので、そういうことをやられると、多分旅費を使ってどこか遠隔地へ行くとか、そういうこともあったりすると思うし、手書きでも今例えばアイパッドがあれば、すごく簡単に入力しやすくなるし、遠くに出かけたときに、こういう紙を落とすということも十分あり得ると思うので、そういうことも考えると、非常に携帯とかああいうアイパッドとかああいうものでサイトをつくっておいて、それに登録するという方法が1つあるんじゃないかということを一応単なる提案です。

以上。

【会 長】はい、どうぞ。

【障害者福祉課長】ぜひ、今後十分に研究させていただきたいというふうに思いますし、また25年度に向けた法律の改正と申しますか、新しい法律への移行というのにも控えてございますので、その辺もにらみながら新しい仕組みの中で、できる限り安全性を確保した方法で実証していきたいというふうに考えております。

【会 長】ほかにございますか。

本件は了承ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】 どうもありがとうございました。

どうもご苦労さまでした。

それでは、次ですね。

資料82に参ります。

赤ちゃん木育ひろば事業の委託についてでございます。

よろしくご説明をお願いいたします。

【子どもサービス課長】 子どもサービス課長大野でございます。よろしくお願いいたします。

資料82番、件名、赤ちゃん木育ひろば事業の委託について。

資料をおめくりいただくと、事業の概要ですけれども、目的が、木育により子どもの感性を磨き、木のいやし効果により情緒の安定を図るとともに、子育て支援を通しての他世代の交流と地域人材を育成するということでございます。

対象者は、区内在住のゼロ歳から2歳までのお子様と保護者の方です。

事業内容は、東京おもちゃ美術館1階にゼロ歳から2歳児とその保護者が平日無料で利用できる木質感にあふれる集いの広場、赤ちゃん木育ひろばをつくるということでございます。

こちらのほうには、研修登録ということで、ボランティア40名の養成をするということも含まれておりまして、こちらは養成された40名程度のボランティアさん、おもちゃ学芸員としてボランティアの属性に関する情報を自己紹介シート、括弧の中が具体的な個人情報になるわけですけれども、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号等々を登録するということがございます。

運営は、ボランティア3名の方を配置する予定ですが、赤ちゃん木育ひろばに保育士1名、それからボランティア3名を配置する。ボランティアの方には交通費、それから連絡先等の届出票によりボランティアの属性に関する情報の提出を求め、交通費を支給する。

それと、3つ目が無料パスの発行ということで、ゼロ歳から2歳までのお子様とその保護者が平日利用できる無料パスを発行するということでございます。

右へ行っていただいて、委託ですけれども、委託先が特定非営利活動法人 日本グッド・トイ委員会ということでございます。

委託先に収集させる項目は、ボランティアの属性に関する情報として、自己紹介シートが氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、ファクス、メールアドレス、携帯、緊急連絡先、職歴、資格、特技、趣味、自己PRがございます。

②として、交通費、連絡先等の届出票として、ボランティアの属性に関する情報、氏名、郵便番号、住所、ファクス、メールアドレス、通勤経路、交通費。

最後、お子さんと保護者ですけれども、無料パスの発行一覧として利用者の属性に関する情報、氏名、生年月日、住所、連絡先ということでございます。こちらの情報項目の記録媒体は紙、それと電子媒体ということになります。

委託の理由としては、特定非営利活動法人、この本事業は協働事業提案ということで、新宿区とこちらの非営利活動法人との協働による事業ということで、区が協働の事業としてふさわしいとして認めたものでございます。日本グッド・トイ委員会を委託先として採択した事業ということで、本事業者は1984年に活動を開始し、26年の活動実績を持つ団体である。2008年より四谷第四小学校の跡地を活用した四谷ひろばの中でおもちゃ美術館を運営している。木育活動のフロンティアの役割を果たしている。協働事業の実施のためにボランティアの発掘・養成が必要条件であり、実施に当たり個人情報収集することが欠かせないということでございます。

委託の内容としては、繰り返しになりますけれども、おもちゃ美術館1階にゼロ歳から2歳までのお子様とその保護者が平日無料で利用できる、木質感にあふれる集いのひろば「赤ちゃん木育ひろば」をつくるということで、保育士1名、ボランティア3名の配置、ボランティアの養成、赤ちゃん木育ひろばの環境整備、それからゼロから2歳児へ無料パスの配布ということでございます。

委託の開始時期と期限ですが、23年4月1日より24年3月31日までと。事業評価により、良い評価を受けた場合については事業を継続することがあります。

委託に当たり、区が行う情報保護対策としては、特記事項に書かれてございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策、これはいつも申し上げていることですが、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定しておくということと、提供された情報は施錠できる金庫、キャビネットに保管する。それから、電子媒体の使用に当たってはパスワード等を使用し、情報保護を図るということでございます。

裏面に特記事項が付いていまして、先ほど申し上げましたおもちゃ学芸員自己紹介シートということで、ボランティアの方のためのこの紹介シートがこのような内容のものを書いてもらう。これが個人情報になります。

最後に、グッド・トイ委員会から、ご記入いただいた個人情報を第三者に提供いたしませんという注意書きが書いてあります。

82番につきましては、以上でございます。

【会 長】はい、ありがとうございました。

どうぞ、ご発言ございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

【かわの委員】これ無料パスというのは、どういうものをイメージしたらいいのでしょうか。

【子どもサービス課長】例えば定期券みたいな形で、こんなカード形式で新宿区内にお住まいのゼロから2歳のお子様及びその保護者の方ということが分かるような、お名前と例えば何かを入れて、それでそれを見せていただくことによって、本来なら200円か300円、料金がそのおもちや美術館に入るのにお金がかかるんですけども、美術館に無料で入れるという……

【かわの委員】に無料で入れるという意味ですね。

【子どもサービス課長】そうです。そういうことでございます。

【かわの委員】いや、だから、交通機関か何かかなと思って、そんなうまいことがあるのかなと。

【子どもサービス課長】申しわけございません。美術館の利用でございます。

【かわの委員】はい、わかりました。了解。

【会 長】ほかにはいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】よろしいですか。

それでは、本件につきましては了承ということにいたしたいと思います。

どうもありがとうございました。

資料83に参ります。

家庭訪問型子育てボランティア（ホームスタート）推進事業の委託についてでございます。

では、よろしくご説明ください。

【子どもサービス課長】件名、家庭訪問型子育てボランティア（ホームスタート）推進事業の委託でございます。

裏面を見ていただきますと、事業の概要ですけれども、目的として、孤立している親御さんを支援し、虐待の発生を予防するとともに、地域住民が子育て支援に参加し、自己実現を図るということでございます。

対象が、未就学児のいるご家庭。

事業内容をちょっと読み上げさせていただきます。

本事業は1973年にイギリスで始まり、研修を受けた子育て経験者が未就学児のいる訪問を希

望したご家庭に週1回、2時間程度定期的に、約二、三カ月間、無償で訪問する事業でございます。滞在中は、子育ての悩みを聞いたり、親と一緒に育児や家事などをする事業で、現在では22カ国に広がっています。日本では、特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパンによる養成講座カリキュラムや講師派遣などのシステムにより現在13カ所で実施されています。

研修・登録（ボランティア10名、コーディネーター1名の養成）。

ボランティア10名、コーディネーター1名を養成し、ホームスタートビジター登録用紙により、ボランティアの属性に関する情報（氏名、住所、電話番号等）を登録する。

それと、家庭訪問（30世帯）。

研修を受けたボランティア10名がコーディネーターの支援により各家庭を訪問する。申し込み・紹介から始まって、初回訪問、マッチング、同行訪問、定期訪問。特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパンが定める書式、申込書兼紹介書、関係機関・関係者からの紹介書。コーディネーターによる初回訪問記録シートにより、利用者の属性に関する情報の収集を行い、傾聴と協働による家庭訪問型の子育て支援を実施します。

続きまして、右ページへ行っていただきますと、こちらの推進事業の委託についてということですが、委託先は社会福祉法人二葉保育園 地域子育て支援センター二葉というところに委託をいたします。

委託先に収集していただく項目ですが、①として、ボランティアさんの属性に関する情報 名前、生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、携帯番号、ファクス、メールアドレス、それと推薦人の氏名。

②として、利用者の側の属性に関する情報は生年月日、性別、郵便番号、住所、電話番号、家族構成（氏名、続柄、生年月日）、それから携帯番号、それと紹介者の氏名、機関、住所、（電話、備考）と携帯番号、ファクス、メールアドレス、推薦人の氏名、訪問記録、それと評価（訪問日時、家族の様子、ニーズ等）。

処理させる情報項目の記録媒体はやはり紙と、それからパソコンのハードディスクドライブでございます。

委託理由としては、こちらの社会福祉法人二葉保育園 地域子育て支援センター二葉を委託先として採択した事業であり、本事業者は、保育園運営の第一人者であり、また乳児院も運営し、その実績が高く評価できるということ。それと、地域子育て支援センター二葉もあわせて運営しており、地域に根差した拠点としても適している。本事業はシステム化された世界的な活動であり、実施に当たり、個人情報をご委託先が収集することは欠かせないものであるという

こととございます。

委託の内容としては、ちょっと繰り返しになりますけれども、導入国で虐待予防対策の一つとして政府や自治体の支援策に位置づけられている。「親が親をサポートする」活動。ホームビジターと呼ばれる一定の研修を受けたボランティアは、子育て経験のある人が大半で、訪問を希望した家庭へ週1回、2時間程度、定期的に二、三カ月間無償で訪問し、滞在中、傾聴、協働などの活動をする。

コーディネーターの設置、ボランティアの養成、ボランティアの派遣が委託の内容でございます。

開始時期と期限ですけれども、23年4月1日から24年3月31日まで。評価によって、以降継続することがあります。

委託に当たり区が行う情報保護対策は、特記事項にございます。

委託事業者に行わせる情報保護対策、先ほどと同じ取扱責任者、取扱者をあらかじめ指定する。提供された情報は施錠できる金庫、キャビネットに保管する。電子媒体の使用に当たっては、パスワード等を使用し、情報保護を図るということとございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご発言、よろしく願いいたします。

〔「了承」と呼ぶ者あり〕

【会長】よろしいですか。

では、本件は了承ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会長】どうもご苦労さまでした。

まだ、もう1件、はい、どうぞ。

【子どもサービス課長】資料84ですけれども、新宿区学童クラブの児童指導業務の委託についてのご報告でございます。

こちらは、従前からいろいろご報告をさせていただいているところですが、また改めて新規に委託先が増えましたので、ご報告させていただきます。

こちらの事業の目的ですけれども、平日の午後6時以降や長期休業中の午前9時以前の延長保育と民間による柔軟な運営により、多様な保育需要にこたえるためというのが目的でございます。



対象となる人ですけれども、区内に居住し、保護者の就労や疾病等の理由により、家庭において継続的に適切な保護が受けられない小学校1年生から3年生の児童、ただし、心身に障害のある児童で、集団生活が可能でなければ6年生までこちらの事業を利用できるということでございます。

事業内容について、対象となっている学童クラブですけれども、学童クラブ名、それと右は各学童クラブの定員数が出てございます。

下から4つ、富久町学童クラブ、東戸山小学校内学童クラブ、大久保小学校内学童クラブ、子ども総合センター内学童クラブ、この4カ所が、今度平成23年の4月から新たにオープンし、事業受託をするところでございます。

事業内容といたしましては、1番、学童クラブ登録児童の遊びと生活の指導ということで、出欠の確認、連絡帳の確認と家庭への連絡事項の記述、おやつ準備及びおやつの指導、館外活動への引率、学童クラブだよりの作成、保護者会の開催、それと区側に対して業務報告書の作成をし、利用実績の報告をするというのが委託の内容になります。

おめくりいただきまして、児童指導業務の委託についてということで、こちらに登録業務の名称としては、児童館（学童クラブ）というふうな登録業務の名称がございます。

委託先ですけれども、富久町につきましては新栄会、東戸山小内と大久保小内の学童クラブについてはテンプスタッフ・ウィッシュ株式会社、子ども総合センター内についてはテンドーラビング株式会社ということで、公募型プロポーザルで決定するということですので、そういう形になってございます。高田馬場第一以下ずっと出ているところは、もう既存のところでございます。

それと、委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますけれども、学童クラブの登録児童につきましては、氏名、性別、学校名、学年、生年月日、卒園保育園・幼稚園名、保育年数、健康状態、発育状況及び特記事項としてかかりつけ医療機関名等がございます。

保護者の情報としては、住所、氏名、続柄、自宅電話番号、携帯番号、それから勤務先名称、勤務先電話番号、勤務日数、勤務時間。同居の家族の方からも、氏名、続柄、年齢、勤務先、在学名、電話番号をいただきます。

それと処理させる情報項目の記録媒体については、学童クラブ利用申請書ということで、紙形式になります。それから、就労証明書についても紙です。児童台帳も紙で保存してございます。

委託理由ですが、平日の午後6時以降や長期休業中の午前9時以前の延長保育と民間による

柔軟な運営により、多様な保育需要にこたえるためというのが理由でございます。

委託の内容は、学童クラブ登録児童の遊びと生活の指導ということで、平日月曜から金曜日は、学校側の放課後から午後7時まで、土曜日については午前8時から午後7時、長期休業期間中は午前8時から午後7時ということでございます。あと、業務報告書の作成、利用実績の報告をしていただきます。

委託の期間ですが、23年4月1日から24年3月31日までということで、以降、評価がよければ継続ということでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策として、特記事項に書かれてございます。また、業務終了後、提供した情報を返却してもらいます。

受託事業者に行わせる情報保護対策は、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定することと、提供された情報については、施錠できる金庫に保管するというところでございます。

以上で報告を終わります。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご発言ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

〔「了承」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、本件については了承……

はい、どうぞ。

【かわの委員】ここでいう学童クラブの登録児童、情報項目に健康状態・発育状況及び特記事項というのが書かれている。どの程度のものになるんですか。

【子どもサービス課長】まず、健康状態につきましては、学童クラブでお預かりする際に、例えばアレルギーですとか、おやつなんかの提供のときに大変小麦粉関係ですとか、例えばピーナッツがあれですとか、いろいろなものがございます。そういったもののアレルギーのほうの確認ですとか、ぜんそく発作ですとか、いろいろなその体調、ふだんかかりつけのお医者さんから言われている内容について、また保護者の方が知っている情報を提供してもらうことで、安全に見守っていく際に必要な情報ということでいただいております。

それと、発育状況につきましては、場合によっては例えば障害等があるようであれば、その障害の程度に応じたこちらのほうも人をつけなきゃならないということも出てきますので、それに必要な情報をいただきます。おおむねそんな感じでございます。

【会 長】はい、どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】今と同じ項目で、同居の家族、これだけのデータを必要とする理由は何なんでしょう。

【子どもサービス課長】緊急連絡先として、学童クラブで事故がないとは限りませんので、新宿区内の児童館、学童クラブで命にかかわるような事故はなかったんですけれども、ただ骨折ですとか結構大きな事故というのはこれまでに発生しています。転落して骨折したとか、何かにぶつけて額を切っちゃってちょっと縫うとかという場合については、大至急連絡をしないといけない。そういったときに、保護者、お父さん、お母さんに連絡がとれない場合というのがございます。その場合には、例えばおじいちゃん、おばあちゃんですとか、場合によっては大きなお兄さんとかお姉さんとかご兄弟があれば、その方たちの居場所だとか連絡先がわかれば、至急保護者の代わりに来ていただいて、同行していただくとか、または病院での引き取りをしていただくとか、そういう時のために情報をいただいているということでございます。

【ひやま委員】それでしたら、緊急連絡先という項目でいいんじゃないんですか。これ同居の家族というのは、これ全員書くんですか。

【子どもサービス課長】書いていただける範囲内で書いていただいています。基本的には保護者が中心になりますけれども、保護者の方に連絡がつかなかった場合、第2順位、第3順位ということで、もちろん承諾の上ですので、保護者の方が許される範囲内で書いていただくという形になってございます。

【ひやま委員】当然そういった理由で、これを記載していただくということは伝えて……

【子どもサービス課長】もちろんそうです。

【ひやま委員】の話で。

【子どもサービス課長】こういうために使わせていただくので、ご記入をお願いしますという形にしております。

【ひやま委員】緊急連絡先という形ですね。

【子どもサービス課長】はい。

【会長】ほかにございますか。

はい、どうぞ、赤羽委員。

【赤羽委員】いつもこうした報告というか、業務委託の報告のときに思うんですけれども、例えば今の時代にここまでの個人情報紙ベースで確保というか、しておくことの困難さと、あと今データベースでパスワードとかありますよね。そう思ったときに、いわゆる児童館の何か現場が想定できたときには、やはり何かいつも紙、紙、紙という感じで出てきて、例えばこう

いう委託先って株式会社もあればいろいろなNPOさんもあるんですけども、ほかの他区なんかもやっていたらとあるところあるでしょう。そういうところと比べて、新宿区がおくれているのかどうなのかわかりませんが、本当の意味で個人情報を保護するので、このままでいいのかなんてちょっといつも思うんですけども、実質的には、だってこれを金庫に保管するといったって、やっぱり何かのときに情報を使わなくちゃいけない場合が、今おっしゃったみたいにありますよね。だから、こうしたことが新宿ルールなのかもしれないんですけども、どうなのかなというふうにもいつも私も感じるんですけども。

【井上委員】今、赤羽さんのさっきの話と同じなんですけれども、提供された情報は施錠できる金庫に保管するという、これ特記事項というのがそれに書いてあるんですけども、例えば、これ高田馬場第一で、サクセスアカデミーという会社に委託しているんですけども、どこに子どもたちとかこのご家族とかの情報を施錠しておくんですか。株式会社サクセスアカデミーに金庫を置いておくんですか。

【子どもサービス課長】高田馬場第一学童クラブというその運営場所がございます。そこにももちろん事業者さんが、もちろん本社は別のところにあるわけなんですけど、この事業する場所に行きます。その児童館、学童クラブの施設の中の事務所、そちらのほうにキャビネットがありまして、そこに施錠できるものがございまして、そこに紙台帳形式でファイリングされて、そこを施錠しておく。見る場合については、こういう理由でだれだれが見ますということで出していただいて見る。見終わったら、責任者に見終わりましたので戻しますという形でやってもらうという形でございます。実は、高田馬場第一の場合は、小学校の中にある旧保育園、幼稚園だったものが保育園になって、その後、児童館、学童クラブという形になったんですけども、その施設の中の事務所で保管することになります。

それで、いろいろ委員のほうからご指摘いただいて、私のほうとしても、どういう管理が一番個人情報として保護しやすいのかなという思いがあります。それとあと、今このようなパソコンを使うような時代においてどうなのかなというのがあるんですけども、ただ、パソコンの中で管理するというのが、意外と例えばメール等で送受信をしたときの危険性ですとか、またそれも一つ管理がなかなか難しい問題もあるのかなと。紙台帳ですと、例えば写真を張りつけたり何だりだとかいろいろな加工がしやすく、施錠できるキャビネットに入れておきさえすれば、コピーすればまた別ですけども、原則しないということになっておりますので、そういう意味じゃ安全性は高いのかなというふうな認識をしておるところでございます。

ただ、いずれにせよ、パソコンの利用がこれだけふえてきている以上、PC管理でいわゆる

送受信も含めた管理を徹底していくほうがいいのかなどというところは検討の余地はあるなどというふうには理解してございます。

【会 長】はい、どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

じゃ、本件は了承でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】じゃ、どうもご苦労さまでした。

次、第6回の審議会継続審議となりました資料55、地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務委託についてでございます。

これは継続審議になっていたものですね。

はい、どうぞ、説明してください。

【景観と地区計画課長】これ、前回、ちょっと私の説明がよくなかったということと、それから前回、説明の中でかなり物事を断片的に説明してしまったので、何か全体がどうなっているかというのがよくわからないじゃないかというご指摘がございまして、それで、今回、前回のご指摘を踏まえて、資料をつくり直してきたものです。

それと、あと、私が前回ちゃんと言えばよかったんですけども、ちゃんと言えなかったのは、ここで扱っている個人情報なんですけれども、これは住民票とか家族構成とかそういうことじゃなくて、登記所にだれでも見ることができる登記簿謄本から情報を持ってきたものでありまして、だれか公に見ようと思えば、個人であっても何人であっても見ることができる情報をとってきて、それを委託業者に渡しているということのをちょっと言い忘れたために、何か家族構成、今の個人情報の家族の年齢や職業やいろいろなことまで何か業者に渡しているというようになちょっと誤解があったので、ちょっと皆様方がそれがちょっと心配だよね、もっと全体像をはっきりしなきゃというような議論になってしまったので、そこら辺は、私の説明が至らなかったのを非常に反省しておりますので、そういうことで、今回続きの説明ということでよろしくをお願いします。

それじゃ、資料の55番ということで、地区計画等の策定に向けたまちづくりの支援業務ということでございます。

内容は別紙のとおり、これは前回もご説明しましたが、地区計画等の策定に向けたまちづくりの支援業務です。

担当課は景観と地区計画課です。

目的は、まちづくりの機運が高まっている地区やまちづくりを考える必要がある地区について、地区計画等によるまちづくりのルール策定の支援業務ということでございます。

対象者でございますが、新宿区内各地区の土地及び建物権利者ということでございまして、土地及び建物の権利でございますので、これは登記簿に載っているということでございます。

事業内容でございますが、1といたしまして、委託業務概要でございまして、まちづくりの会の運営の支援、それから現況の調査、まちづくりルールの検討の支援、それからまちづくり方針策定、ガイドラインの策定、地区計画案の策定の支援、5番、都市計画の手續に係る支援ということが業務内容の支援です。

今あった個人情報を取り扱う業務の概要でございますが、地域住民による地区計画等によるまちづくりルールを策定するために、区が取得した土地及び建物の情報を委託業者に提供し、委託業者が当地区内の土地、建物の権利者のリストをつくるということでございます。

土地台帳及び建物台帳については、基礎資料として利用して、委託業者に現地調査とあわせてまして地図や図表を用いた各種資料を作成するというところで、説明会等やることについては権利者に対してあて名ラベル等を作成したりして、権利者に対して文書の発送を行うということでございますが、これはあくまでさっき申しましたこの土地、建物の台帳は、登記所でだれでも閲覧できますので、そこに行きまして、区といたしましてその登記簿謄本をとってきまして、その土地、建物情報を集約しているということでございます。

次のページに件名ということで、地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務の委託ということで、今と大体重複しておりますが、そういうことでございます。

紙と電子媒体によるということでございます。

委託理由は、地域住民との協働のまちづくり、地区計画によるまちづくりのルールを定めるということでございまして、地区計画を策定するときには、地区計画は都市計画法に基づきまして地区内の権利者の意見を聞いて案をつくるということになっておりまして、その地権者の意見を聞いてという、その地権者がさっき言った登記所による土地、建物の所有者ということでございますので、土地、建物所有者ということでございます。主に地区内にお住まいの方はポスティングしていますので、情報は必要ないんですけれども、地区外に権利をお持ちの方が分かりませんので、登記所で調べているということでございます。

そういうことでございまして、委託の開始時期及び期限は、これは毎年やっているんですが、この審議会にかけたものについては、23年4月上旬から順次やっていくということでございます。

次のページに特記事項ということで、今の内容について、秘密の保持でありますとか基本的な事項について説明しています。

前も、これは全体的にどうなっているんだという話がありまして、一番最後に、今年度、平成23年度にどんな地区でやるのかということでございまして、四谷から神楽坂、環状4号線沿道、それから新宿駅東口地区、西早稲田というふうに、このような地区を平成23年度の地区計画等の策定を業務委託しようということで予定している地区でございます。

説明は以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問ありましたら、よろしくお願いします。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

【副 会 長】公的な公表されているデータだということでもいいんですけども、それをまとめて利用しやすくしたデータというのも重要なんですよ。だから、公的な情報だから何でもそれは個人情報と関係ないよと言われるとちょっと違うかなと。やっぱり集めて、こういう情報を集めて、利用しやすくした情報というのは、簡単に言うと、業者の人は欲しいわけですよ。だから、そういうことを考えると、ばらばらに公表されていても、集めて区でこういうふうにしておまとめになって、一覧表、リストをつくらせていた情報というのは、結構やはり重要なものなので、それがどういうふうにご利用されるか、すみません、業者が利用するか政治家が利用するか、私知りませんけれども、やっぱりそれなりに利用されて、そうなってくると、住民の方が、何で私がそういうところから連絡来ないといけないのみたいなことになるので、ちょっと趣旨はわかりますけれども、やはりまとまった情報というのは、特にそれを電算でデータとしてパソコンなんかで管理されるときは、やはり注意していただきたいし、そういう問題はここで審議会にかけて意見を聞いていただいたほうがいいかなというふうに思います。

意見ですみませんが。

【景観と地区計画課長】ありがとうございました。

【かわの委員】1つ。委託先というのは、ここまではまだ未定になっているんですけども、この地区のそれぞれ委託先が当然変わるということですよ。どこか1カ所でそれ全部一括でいけるんじゃないかと、例えば四谷地域は何とか、神楽坂地域はどこというところが委託をする、そういう考えでいいんですか。

【景観と地区計画課長】委員のおっしゃるとおりです。

【会 長】はい。

【かわの委員】 そうすると、やっぱりもちろんその地区計画をつくろうというところが中心になって、言ってみればいわゆる大手ゼネコンというのか、そういう開発業者というのか、そういうところになるわけで、だから先ほどそういうところとの利害関係みたいなところでいうと、先ほど副会長が言われたような、そういうやっぱりすごく業者にとってはもうこんなにおいしいものが出てくることはないというふうに思うだけに、そこはそれで地区計画が進めばいいけれども、一方で余りに話ができ過ぎちゃうと、またそれはそれで住民からのいろいろな問題も出てくる。そういうことというのは結構聞いているだけに、その辺は本当に丁寧にやっていかないと、やっぱりこの地区計画をつくることについて、まだまだ理解がないことによって、その理解を得られていない人もいるわけで、そういうことをきちんと丁寧にしながら進めていくということをぜひ考えていってほしいというふうに思いますよ。いかがですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【景観と地区計画課長】 今、副会長、かわの委員からもご指摘ありましたとおり、一般に情報が流れているものであっても、それが1冊にまとめて表になっていけば、そういうような活用が可能になってしまいますので、仕様書等においても、管理についても十分に気を付けてやっておりますし、終わった後については全部こちらが回収して、向こうには残っていないというふうになっております。

【会 長】 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

はい、じゃ、本件は了承ということでよろしいですね。

どうもご苦労さまでした。

資料85に参ります。

戸籍受附帳のイメージデータ化についてでございます。

それでは、よろしくご説明ください。

【戸籍住民課長】 戸籍住民課長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料85番の件名につきましては、戸籍受附帳のイメージデータ化というところで、本審議会にご報告させていただきます。

条例の法的な根拠は第14条第1項の業務委託というところでございます。資料をおめくりいただきまして、事業名でございますけれども、戸籍受附帳のイメージデータ化。

担当課は、私ども地域文化部戸籍住民課でございます。



目的なのでございますが、戸籍受附帳の保存年限が昨年の6月に法改正されまして、保存が50年から150年に延長されたものでございます。これは、やはり平均的な保存年限がこの間の高齢化社会というところで、法務省のほうで規則改正してまいりました。それで、私ども対象者につきまして、昭和22年から平成7年3月31日とありますのは、新宿区は戸籍情報システムを平成7年の4月1日、つまり7年度から導入させていただきまして、そこに皆さんで諮りいただいて現在戸籍情報システムを作動しております。

この受附帳と申しますのは、戸籍の届書というようなものではなくて、どこどこでどういう事件をどのように受けたかというような内容性のようなものでございます。そちらが現在、529冊ほど、昭和22年から先ほども申しました7年3月31日まで紙ベースで非常に虫食いのような状態で保存されているものでございます。保存場所は本庁舎に61簿冊、出張所に468、従来は戸籍の届出等は所管のところの出張所でしか受けられなかったために、出張所に保管するいわゆる紙ベースの受附帳というのは非常に多くございます。枚数について記載のとおり、21万1,600枚ほど。こちらを平成7年の電磁的な受附帳と同様に、まずスキヤニングを行っていきます。それから、スキヤニングをした後にデータを整理しまして、簿冊ごと、あるいは特別出張所の受付ごとに整理します。それで、検索用の見出しデータをあわせてつくってもらいます。

これらの作業につきましては、区役所の会議室で行い、外部に持ち出すことはございません。ただし、そのスキヤニングしたデータを、その見出しをつくる際には、庁舎内の機械では滞りなく不可能なために委託会社に運搬し、作業を行ってもらいます。

それで、2つ目のこれは別契約になるんですけれども、本来の戸籍情報システム、これは今富士通のほうとやっておりますけれども、ここにそのデータをセットアップする作業が別途ございます。こちらにつきましては、本課のサーバー室で職員の管理のもとに適正に行います。事業につきましては、まず一方でそのプロポーザルでデータ整備のほうを委託し、それが完了した後に、戸籍システムへ入れ込むセットアップの作業委託をするものでございます。

ページをおめぐりいただきまして、件名が2つ出てございます。この括弧のところをお読みいただきますと、まず、受附帳のデータ整備ということでございまして、先ほど来申し上げている、まず第1件目の委託でございます。

委託先につきましては、プロポーザルによる決定ということでございます。なかなかお安くはない経費になるわけございまして、この財源につきましても、緊急雇用促進で10分の10という担保がございましたこともありまして、今回施行したいというふうに考えております。

受附帳に記載されている項目につきましては、受付番号、事件名等々、ここに記載されているとおりでございます。

提供する項目は紙でございます。

委託理由でございますけれども、受附帳のデータ整備は、対象となる受附帳が本当に大量であるために外部委託が必要であるということでございます。

委託の内容につきましては、先ほど申し上げたように、まずスキヤニングを行っていただき、見出しのデータを確保する。それから、データを磁気ディスク媒体にCD-ROMとかそういうものに入れていただいて納品をさせるものです。

期間につきましては、6月1日から10月1日。

個人情報保護対策、それから受託事業者に行わせる対策につきましては、慎重な上にも慎重な対応をしてみたい。

裏面でございますでしょうか、続きまして、できたそのCD-ROMをセットアップする作業につきましては、これは富士通のほうに委託を考えてございます。この同様な情報項目は同じでございます。さらに、見出しデータに記載されている項目につきましては、もっとタイトになるということでございます。

委託理由でございますけれども、現在の戸籍システムは、富士通が一緒になって構築したものでありまして、総合的な環境ということで、随意契約により委託するというところでございます。

開始時期につきましては、10月1日から1月31日までの間に製品完了というふうな予定でございます。

以上、雑駁でございますけれども、説明は終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、質問ありましたら。

よろしいですか。

では、本件は了承ということでよろしいですかね。この報告事項ですね。

【副 会 長】ちょっと事務局に聞いてみたいんですけども、これは何か簿冊を電子化して、いわゆるデータとは違うけれども、スキヤニングして、このデータ管理ができる状態になるわけですね。結構そのコンピューター内に保存されるわけで、電算化されているわけで、結構利用によってはすごい大量の情報が流れ出る可能性があるわけですね。だから、本当言うと、

これは開発だったんじゃないかなという、諮問事項として、こういうシステム、電算システムの構築だったんじゃないかなという気がしているんですけども、だから、これいいんですけども、だけれども、やっぱり問題意識の話なんですけれども、これ結構大きなデータが、簡単に言うと住民基本台帳よりも大きな量が入っているんじゃないかなと思うぐらい、いろいろな戸籍の届出全部入るんじゃないかと思うんですよね。だから、すごい量じゃないかと思っただんですけども、それ違いますでしょうか、問題意識が高いのか、いや間違っているのかなと。

【会 長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】実は、これにつきましては、既存の戸籍システムというのが平成7年から稼働しているわけなんです、新宿区においては。そこに平成7年以降については、戸籍の受附帳も入っているわけです。それ以前の紙で保存していた戸籍の受附帳の部分を追加するという事で、新たなシステムを構築するというのではなくて、その受附帳のデータをまず紙のものを電子データにして、それを既存のものにセットアップするという形で、今回業務委託という事で取り上げたものです。

ただ、副会長ご指摘のように、データ量は確かに枚数的に21万1,600枚というので、多いということなんですけれども、ただ、これ自体も受附帳ということで、その戸籍自体ではないと理解をしております。

【井上委員】これは受附帳は手書きですよ。手書きですよ、これね。

【戸籍住民課長】はい、さようです。

【井上委員】だから、手書きだからいわゆる活字で書いているものに比べれば、セキュリティレベルは低くなくてもやれるのかなということでしょう。

【会 長】どうぞ。

【戸籍住民課長】今、橋口課長のほうから話されたように、平成7年にそもそも戸籍法に基づく受附帳というものがセットされてシステムを導入しました。そこには、どんどん入力していくと、届書とか戸籍原本と違った見出しのようなものが出ます。それ以前には、導入をしていなかったため、今ご指摘あったように、手書きで書いていた、いわゆるもうぼろぼろになっている紙があります。これは、私ども非常にこれをスキャニングして、PDFで入れて、今のこの情報システムを入れ込むためには、相当なお金がかかるということで、なかなか熟慮していただんですけども、そこを今回一気にやらせていただくということで、情報については内容の開発ということでは当たらないという協議の結果、このような報告にさせていただ

たものです。

以上です。

【会 長】はい。

【かわの委員】いわゆるその受附帳というのは、戸籍そのものではないわけだよね。ちょっとイメージわからないんだ。例えば1枚にはどんな情報が入っているんですか。この21万1,600枚というけれども、そのうちの1枚にはどの程度の情報が入っているということなんですか。戸籍とは違うんだから。

【戸籍住民課長】件名に書いてありますように、いつ受け付けたか、それからいわゆる受理して記載して審査したという一連の過程のいわゆる見出しとしてするものですから、その事件名は確かに婚姻ですかとか死亡ですかとか載りますけれども、そこに個人名はあっても、住所もありません。本当に個人情報としては特定できないんですけれども、例えばそれが何十年もさかのぼって修正の必要があったりとかいう場合に、引っ張り出すためのものなんですね。

ですから、今かわの委員が指摘があった情報の提供というところについては、まさにここに書いてある項目だけなんです。何月何日、死亡によりどこどこからどういったというのは一切載らないです。

【会 長】はい。

【かわの委員】そうすると、要は例えば戸籍だったら、何のだれべえと何のだれべえから生まれてどうのこうのというのが全部入っているけれども、もちろんそういうのはそれは本来の戸籍に入っているんであって、例えばその言ってみれば、今言っているように見出しのような感じで、いつ届けたとか何とかみたいなことが、それがずっと紙ベースで21万枚ずっと保存してあった、保存してあるということ、それをこういうふうに電子データ化するということなんですね。

そうすると、それ自体極端に言えば、余り個人情報というふうにはならないわけじゃないんだろうけれども、それほど重要な事項が入っているわけではないと、そういう理解でいいんですね。

【戸籍住民課長】はい、おっしゃるとおりです。

【かわの委員】はい、わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

じゃ、本件は了承でよろしいですね。

では、了承ということにいたします。

どうもご苦労さまでした。

すみません。面接試験で行かなきゃなりませんので、これ5時に行かなきゃならないので、すみません、どうも。副会長に頼りになって、申しわけありません。

【副会長】それでは、引き続き、私が議事を進行いたします。

次に、資料86、生活保護法に基づく医療扶助業務の委託についてであります。

では、説明をお願いいたします。

【生活福祉課長】生活福祉課長でございます。

それでは、生活保護法に基づく医療扶助業務の委託についてご報告をさせていただきます。

1枚おめくりをいただきまして、2ページ目でございますけれども、目的でございます。いわゆる傷病等により生活困窮に陥った被保護者に対して、医療機関での診療、治療など医療扶助の給付を行うというものでございます。

もう1点は、自立支援医療（精神通院等）でございますけれども、生活保護法から見た他法他施策等の適用を進めるなど適正な医療扶助を推進するために行うものでございます。

対象者でございますけれども、新宿区の生活保護受給者のうち、医療扶助の給付を受ける被保護者でございます。

事業内容の欄をごらんいただきたいんですが、来年度から、現在社会保険診療支払基金から送られている紙レセプトが、電子データ化になることに伴いまして、これまで懸案であった医療扶助業務の2項目について委託を行うというものでございます。

まず、1点目は、医療機関から提出される医療要否意見書のデータの入力と医療券、それから調剤券の発券、これまで職員が行っていたものを大量・定型的業務であるそれらの業務の入力を委託するというものでございます。それに伴いまして、生活保護のケースワーカーの相談支援業務、また医療機関との連携調整などの医療扶助業務の推進を図るというものでございます。

もう一点は、自立支援医療（精神通院）の受給者情報、これまでは保健所から一覧表による情報提供を受けておりましたが、受診先の医療機関、また薬局の情報がないことによりまして十分活用が図れなかったという点がございます。そこで、国からの医療扶助の適正化の推進というようなこともございまして、保健所からの情報提供により、受給者証情報を生活保護システムへの入力作業を委託し、他法他施策の的確な適用を進めるというものでございます。

3番目に、業務委託による事業効果ということで、あわせて1.7人程度の効果を見込んでいるところでございます。

本日、机上配付で差し替えをさせていただきました3ページ目でございますけれども、医療扶助人員の推移ということで、22年度、括弧の欄をご覧いただきたいんですが、「入」と書いてあるのが入院でございますけれども、6,840人、入院外が8万2,896人、合わせて8万9,736人が22年度の見込みでございます。

アスタリスク2でございますけれども、医療要否意見書の発行及び医療券発券枚数の合計ということで、21年度が25万7,336枚、平成22年度見込みで30万812枚、券ということでございます。

自立支援医療の受給者数については482人、22年12月16日現在のものがございます。

裏面をお開きいただきたいと思います。

上から3行目でございますけれども、委託先については指名競争入札によって行うものです。

委託に伴う情報項目でございますけれども、医療要否意見書でございますけれども、被保護者のケース番号、氏名、住所、生年月日、性別、それから受診月、医療の種類、少し飛びまして、嘱託医の受けた判定後の診療見込み月数など、また病名などもございます。

それから、2番目でございますけれども、医療券、調剤券は、医療要否意見書と同様の項目以外、受診先医療機関名、処方元薬局名、同じく医療の種類、それから他法要件、社会保険などでございますけれども、そのようなものがございます。

それから、自立支援医療（精神通院）の受給者証でございますけれども、氏名、生年月日、住所、性別のほか、有効期間、受診先医療機関名、処方元薬局名などでございます。

委託理由、委託の内容については、先ほどご説明したとおりでございます。23年4月1日からの事業開始を予定しております。

区が行う情報保護対策でございますけれども、特記事項、別紙5ページでございます。

2番目では、入力完了した医療要否意見書、発券した医療券、調剤券は日々指定の場所に返却し、職員が検査する。また、ユーザー管理し、業務内容の確認を行うというものです。

受託業者に対しましては、取扱者の指定、またシャットダウン後の区への報告、それから紙資料につきましては、指定のキャビネットに保管をするといったことでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**【副会長】**ご質問、ご意見ございますでしょうか。

はい、かわの委員。

**【かわの委員】**かわのです。

その質問というか、意見というか、昨今の経済状況も含めて医療扶助の人員というのが大変

22年度はこれはもちろん推計だけれども、こういう格好の数になっていく。これはそのための人も大変だけれども、新宿区も含めた財政の面からも大変、本来は4分の4、国が出してくれればいいんだけど、4分の1は区が出すわけで、そういう面ではもう区財政にとっても大変問題があるわけですから、これはもうやっぱりこういう今後の見通しというのは、さらにそう改善はする見込みが見えないけれども、どんなふうに担当課としては見ているんですかね。

【副会長】はい、生活福祉課長。

【生活福祉課長】今、かわの委員ご指摘のとおり、福祉事務所、21年度以降相談者が倍増し、また生活保護受給者も急激に伸びているという状況です。参考までに、11月末現在で8,027世帯、9,207人という方が生活保護を受給している状況でございます。予算額で申し上げますと、ちょっと細かな数字を持ってきておりませんが、200億を超えてございます。その4分の1のうち都支出金を除く35億が一般財源と、こういう話になるわけでございます。

ただ、4分の4、国で負担しろということについては、区長会を通じ、または我々事務レベルでも国のほうに強く要望しているといったような状況ですが、なかなか法改正の伴うものということで、率直に申し上げて国の壁が破れないという状況なのかなというふうに。

じゃ、今後の見通しということになりますと、高どまり傾向プラス若干右肩上がりやが当分続くのかなという状況は変わらないのかなということですが、医療扶助につきましては、何らかの形で傷病を持っている方が生活保護を適用するというところで、無論その被保護者にとってきちっとした医療を受けてもらうということが大前提であるということになります。新聞報道等によると、一部不正受給、向精神薬の問題も大分報道されたり、それから北海道では医療移送費の問題などがあるということで、国のほうからも適切な管理についてということの指導が来ているところでございますので、私ども、適正な給付とあわせて適正な管理をこれからもやっていくといったようなことで考えているところでございます。

【かわの委員】もちろん制度として、これはもう憲法に保障されたまさに生存権にかかわる部分でもあるわけで、これ自体はもちろん全くどうこう言うつもりもないんですけども、やっぱり今、困ったような、あるいは話があったように、財政上からもやっぱり大変大きな問題でもあるし、同時に、今の制度そのもので本当にこのまま逆に言えば、そういう人が安心して医療を受けられるかという問題に将来はつながりかねないということもあるだけに、新宿だけでどうこうなる問題じゃないですけども、これはちょっと直接このことと報告と関係をしている部分だけではないところもありますけれども、そこは見解としても含めて述べておきます。

それから、1つは、これでケースワーカーの仕事が一層専念できるというふうになったようですけれども、それもまたちょっとやっぱりケースワーカーはケースワーカーとしてもう少し人員確保を含めてしっかりやっぱり考えていかないと、ここでこの委託をしたからそれはそれでそれなりに人は浮くんでしょうけれども、そんなものでもまた済まない現状があるんじゃないか、それは私が言うよりもそちらのほうがよく実情をつかんでいらっしゃるかもしれないけれども、その辺はどうですか。

【副会長】どうぞ。

【生活福祉課長】この委託することによって、ケースワーク業務のその体制、人員の問題もということじゃなくて、現在医療系のほうに従事している職員が、ケースワーカーに対する指導助言の徹底が図れるという部分の時間的、人的体制を確保するということです。かわの委員ご指摘のとおり、なかなか全体的なあれで、ケースワーカー数の不足ということについては、私どものほうも認識をし、努力をしているというところでございます。

【かわの委員】とりあえずおしまいにします。

【副会長】ほかにございますでしょうか。

それでは、この案件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【副会長】じゃ、本件は了承ということにいたします。

これで本日の諮問事項及び報告事項はすべて終了いたしました。

皆さん、本当に長時間ご苦労さまでした。

事務局から何か、この際発言ありましたら。

【区政情報課長】資料79ですけれども、外国にルーツを持つ子どもたちのインタビュー調査の内容につきまして、改めて来年度に、審議会でご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

なお、今回の審議会が本年度最後の審議会です。委員の皆様、大変お忙しいところどうもありがとうございました。引き続き、来年度につきましてもよろしくお願ひいたします。

23年度の審議日程につきましては、決まり次第、またお知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。5月の連休明けか、その辺を予定しております。よろしくお願ひいたします。

【副会長】その期日についてはまた後日、ご連絡いただくことにしまして、委員の方でこの際、何かご発言ございましたら、ご意見お聞ひいたしますけれども、よろしゅうございますか。きょうはちょっと遅くなりましたので、次回でも、じゃゆっくりご発言ください。



本当に1年間、皆様ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。本当にお疲れさまでした。

午後4時50分閉会